

タイトル	フラテルニターティス・ヴェストレ(翻訳と解説) : カンタベリ大司教トマス・ベケットの書翰
著者	苑田, 亜矢; 直江, 眞一
引用	北海学園大学法学研究, 40(2): 399-441
発行日	2004-09-30

フラテルニターティス・ヴェストレ（翻訳と解説）

——カンタベリ大司教トマス・ベケットの書翰——

苑 田 亜 矢
直 江 眞 一

目次

はしがき

〔解説〕

一 トマス・ベケットと本書翰発給の背景

二 本書翰の内容

三 本書翰の伝来状況

〔翻訳〕

はしがき

本稿で紹介するのは、一一六六年半ばに、カンタベリ大司教トマス・ベケット (Thomas Becket) によって書かれた書翰である。インキピトをもって「フラテルニターティス・ヴェストレ (Fraternitatis vestre)」と称される本書翰は、「イングランドの全聖職者」を名宛人としているが、事実上、ロン

料 ドン司教ギルバート・フォリオット (Gilbert Foliot) に宛て

られたものである。

資 本書翰に対する返書は、「ムルティプリケム・ノービース

(Multiplicem nobis)」書翰である。私達は、かつて、ギルバートによってトマスに宛てられた「ムルティプリケム・ノービース」書翰の、イングラント中世国制史上における重要性および意義に鑑みて、その紹介を試みた。⁽¹⁾ その際、私達は、「ムルティプリケム・ノービース」書翰の内容をより具体的に検討するためには、その書翰が書かれる原因となった「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰と「ミランドウム・エト・ヴェヘメンテル (Mirandum et vehementer)」書翰の分析が不可欠であるとの考えに至った。したがって本稿は、「ムルティプリケム・ノービース」書翰の具体的分析の前提の一つをなすものである。

以下では、トマス・ベケットの経歴に簡単に触れながら、本書翰が発せられた背景について確認した上で、本書翰の内容について解説を行なう。本書翰を含むトマス関連書翰の写本および刊本の全体については、別に考察する機会があったので、本書翰の伝来状況については簡潔に紹介する。その後、本書翰の翻訳を行なうことにしたい。

翻訳の部分は両筆者の共同作業であり、両名が責任を負う。解説の部分については苑田が執筆した。

なお、本稿において頻繁に使用する文献については、次のように略記する。

CTB: Dugan, A., *The Correspondence of Thomas Becket Archbishop of Canterbury 1162-1170*, 2 vols., OMT, Oxford, 2000

Decretum: *Corpus Iuris Canonici, Tom.I, Decretum Magistri Gratiani*, hrsg. von Friedberg, E., Leipzig, 1879

Digesta: *The Digest of Justinian*. Latin Text ed. by T. Mommsen with the aid of P. Krueger, English translation ed. by A. Watson, 4 vols., Philadelphia, 1985

JS: Millor, W.J. & C.N.L. Brooke (eds.), *The Letters of John of Salisbury, vol.II: The Letters (1163-1180)*, Oxford, 1979

MB: Robertson, J.C. (ed.), *Materials for the History of Thomas Becket*, Rolls Series, vol.67, vols.I-VII, London, 1875-1885

PL: Migne, J.P. (ed.), *Patrologiae Cursus Completus, series latina (Patrologia Latina)*, 221 vols., Paris, 1841-64

また、聖書からの引用は日本聖書協会『新共同訳』の訳文により、直接の引用でない場合には原則として当該箇所訳文を註に掲げておいた。

(1) 直江眞一・苑田亜矢「マルチプリケム・ノービス (翻訳と解説)——ロンドン司教ギルバート・フォリオットの一書翰——」『法政研究』第六六巻第三号、一九九九年、二三九—二八五頁。

(2) 苑田亜矢「カンタベリ大司教トマス・ベケット関連書翰の収集と伝来」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像——史料と理論の対話——』(森本芳樹先生古稀記念論集)九州大学出版会、二〇〇四年(以下、「収集と伝来」と略記)、一三七—一六三頁。

[解説]

一 トマス・ベケットと本書翰発給の背景

トマスは、おそらくは一一一八年頃⁽¹⁾に、ロンドンの商人であるギルバート・トマスとその妻マティルダの間に誕生した。幼少期には、マートン (Merton) 在のセント・オーガスティン派修道院 (priory) で学び、続いておそらくは、ロンドンの

(おそらくはロンドン司教座付属の) 文法学校で学んだとされている。⁽²⁾ さらに、彼が、一一三〇年代にパリで学んだことがあるとも言われているが、残念ながらその裏付けはない。本書翰には、聖書や『グラティアーヌス教令集』からの引用が数多く登場するが、トマスが聖書や教会法を学んだのは、後述の、ポンティニ (Pontigny) における亡命生活の間であったと思われる。⁽³⁾

トマスの教会生活との関わりは、トマスがカンタベリ大司教シオバルドに招かれて、そのハウスホウルドの一員となつたことに始まる。この後のトマスの経歴については、これまでの研究においても説明されているので、詳しくは触れない。⁽⁴⁾ 一一五四年一〇月にカンタベリの大助祭となっていたトマスは、王位についたヘンリ二世により大法官 (Chancellor) に任ぜられる(同年クリスマス)。そして、一一六二年の六月三日には、大法官のまま、カンタベリ大司教として聖別される。しかし、大法官を辞退したいという意思をヘンリ二世に伝え、トマスは、一一六四年一〇月に開催されたノーサムプトン国王評議会において、ヘンリ二世による激しい追及を受け、大陸へ逃れる。これ以降のトマスの亡命期間は約六年間に亘る。その亡命期間に発せられたのが、「フラテルニターティ

料 ス・ヴェストレ」書翰である。

資 一一六四年一月三〇日にイングランドを脱出し、大陸へ渡ったトマスは、翌年一月より、ポンティニの修道院に逗留する。その間に、サンスに避難中の教皇アレクサンデル三世を訪ね、「一一六四年のクラレンドン法 (Constitutions of Clarendon)」を提示する。教皇は各条項について検討し、「クラレンドン法」の承認を拒んだ。⁽⁵⁾

この動きに対して、ヘンリ二世は、一一六四年のクリスマスに、トマス配下の聖職者や、支持者、そして彼の親族を追放し、トマスとその聖職者から所領と収入を奪う一方で、神聖ローマ皇帝フリードリヒ一世が一一六五年五月二二―二三日にヴュルツブルクにおいて開催した帝国会議にジョン・オヴ・オクスフォードを使節として派遣し、そこで教皇アレクサンデル三世の対立教皇パスカリス三世を支持することを表明する。⁽⁶⁾

ローマへの帰還を果たしたアレクサンデル三世は、一一六六年三月に、ギルバートとカンタベリの属司教達に宛てて、国王の命令に基づいて奪われた所領を返還するよう命じており、一一六六年五月二日の教皇書翰で、トマスをヨーク司教管区を除く全イングランドの教皇特使として任命する。⁽⁸⁾こ

の一方で、トマスは、一一六六年六月一二日に、ヴェズレイ (Vezelay) において、シスマを支持したという理由でジョン・オヴ・オクスフォードを破門するとともに、ジョンをソールズベリーの聖堂参事会長として指名したという理由で、ソールズベリー司教ジョスリンを聖務停止とする。また、シスマに与した廉でリチャード・オヴ・イルチェスタに、大司教の所領を侵害した廉でリチャード・オヴ・イルチェスタやリチャード・ドウ・ルーシー等に、破門を宣告している。

これに対し、ヘンリ二世は、イングランドの司教達をして教皇に上訴せしめる。この上訴は、六月二四日付で行なわれ、程なく、上訴人たる司教達の代表的人物であったギルバートが、「イングランドの全聖職者」の名の下に、この上訴をトマスに伝える。その書翰が、「クエ・ヴェストロ・パーテル (Quæ vestro Pater)」書翰である。⁽⁹⁾

そして、この「クエ・ヴェストレ・パーテル」書翰に対する返書として、トマスが、「イングランドの全聖職者」の名の下にギルバートに宛てたのが、本稿で紹介する「フラテルニタート・ティス・ヴェストレ」書翰である。この「フラテルニタート・ティス・ヴェストレ」書翰には、今度は「ギルバート」を名宛人として発せられる「ミランドウム・エト・ヴェヘメンテ

ル」書翰が続く。この二通のトマス書翰に対するギルバートによる返書が、「ムルティプリケム・ノービース」書翰であり、前述の通り、これについては既に紹介済みである⁽¹⁰⁾。

- (1) 確定はされていないものの、現在は一一一八年誕生が概ね支持されているようである。F. Barlow, *Thomas Becket*, 1986, p.281; M. Staunton, *The Lives of Thomas Becket*, 2001, p.11.
- (2) MB, vol.III, p.14.
- (3) MB, vol.III, pp.357-359; JS, no.144, pp.32-35; B. Smalley, *The Becket Conflict and the Schools: A Study of Intellectuals in Politics*, Oxford, 1973, pp.135-137.
- (4) 佐藤伊久男「カンタベリ大司教トマス・ベケットの闘い——一二世紀の国制と教会の側面——」『西洋史研究』新輯第一三号、一九八四年、一一二五頁、参照。
- (5) 佐藤伊久男「中世中期イングランドの『教会』と王権——転換期としての十二世紀——」佐藤伊久男・松本宣郎編『歴史における宗教と国家——ローマ世界からヨーロッパ世界へ——』南窓社、一九九〇年、三二六頁以下、参照。
- (6) ヘンリ二世は、一一六〇年六月ないし七月のロンドンにおける教会会議において、アレクサンデル三世を正当な教皇として認めていた。苑田亜矢「一一五九年の教皇選挙と教皇庁上訴——イングランド史からの一考察——」『有明工業高等専

門学校紀要』第三三号、一九九七年、一二一一三頁、参照。パスカリス三世は、神聖ローマ皇帝によって、教皇アレクサンデル三世に対抗して立てられた、二人目の対立教皇である。

- (7) MB, vol.V, no.178, pp.343-344.
- (8) CTB, no.71, pp.278-281.ただし、この教皇書翰を伝える写本は一つである。
- (9) CTB, no.93, pp.372-383 (= MB, vol.V, no.205, pp.408-413).
- (10) 直江眞一・苑田亜矢「前掲稿」、参照。

二 本書翰の内容

以上のような経緯で発せられた本書翰における議論の中心は、ギルバート達による上訴の適法性、奪われた財産の返還、ヴェズレイにおける破門、国王に対する態度の表明にあると思われる。本書翰においては同じ議論の繰り返しが多く、書翰全体は決して論理的とは言えないため、以下では、書翰の内容を、これら四つの論点に整理して紹介することにする。

本書翰の冒頭には、「もしも全司教達が実際に〔前書翰を〕書いたのであれば」その全司教達に挨拶を送ると書かれている。この挨拶文中にある、全司教達が書いた前書翰とは、「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰のことであり、これに対す

る返書として、本書翰が書かれていることが明言されている。ところで、この「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰とは、前述の通り、ギルバートによって草され、イングランドの全聖職者の名のもとでトマス宛に出された書翰であり、その内容は、ギルバート達が行なった教皇への上訴の報告である。本書翰の論点の第一は、まさにこのギルバート達による上訴が、適法ではないという主張にある。

この主張の根拠は、上訴の理由とその手続という二つの面から示される。まず、上訴の理由に関する根拠とは、ギルバート達による上訴が正当な理由から発したものではないというものである。トマスは、ノーサンプトン国王評議会（一一六四年一〇月六一―一三日）の中で、二回の上訴を行なっており（それぞれ一〇月八日と一三日）、その際の上訴の理由が、カントベリ教会と神の教会が侵害を受けたことにあつたことを述べている。しかし、ギルバート達が行なっている上訴は、教会に対する侵害について救済を求めるのではなく、教会に対する侵害を行なった者（「国王」）が罰を免れるためのものであつて、正当な理由から発せられたものではないことが、指摘されるのである。

もう一つの根拠は、ギルバート達による上訴が手続に適つ

ていないということにある。これは、『グラーツィアーヌス教令集』からの引用に基づいて、次の二つの点から示される。

まず示されるのは、上訴人と被上訴人の立場は同時に担われることはできないという点である。トマスは、上訴の形式を、上訴人が自らの名において行なう場合と、他人の名において行なう場合の二つに分けている。前者は、上訴人が自らに蒙った損害について救済を求める場合に用いられる形式である。しかし、ギルバート達が行なっている上訴は、ギルバート達が受けた損害について行なわれているわけではないため、前者にはあたらない。そうではなくて、彼らが行なっている上訴は、国王の名において行なわれている上訴であるので、後者にあたるといふ。

要するに、トマスによれば、教会に対する侵害行為が問題になっている件において、侵害者の敵でなければならない司教達が、侵害を行なっている国王を守るために、上訴をしているということは、ギルバート達が上訴人と被上訴人の立場を同時に担っていることになるというのである。これは不可能なことである。

次に示されるのは、そもそも、ギルバート達は、国王のために上訴を進行する上訴人となることはできないという点で

ある。トマスによって引用されている『グラティアーヌス教令集』には、関係当事者、訴訟代理人、事務管理者でなければ、上诉人とはなりえないことが示されている。トマスによれば、教会の自由を守るべき立場にある司教たるギルバート達にとって、教会の自由を破壊する者(Ⅱ国王)と、利益が一致することはない。それゆえに、ギルバート達が訴訟当事者となることはありえない。さらには、国王の訴訟代理人、事務管理者となることもできないというのである。

本書翰の第二の論点は、奪われた教会の財産の返還にある。トマスは、上訴の後であるにも拘わらず、教会の財産が奪われたと言っている。『グラティアーヌス教令集』によれば、上訴の間は何も変更されてはならない。つまり、上訴の間、カンタベリ教会の財産は神と教会の保護の下にあるわけである。したがって、上訴の間に奪われた財産を返還すべしと、トマスは国王とギルバート達に迫るのである。

本書翰の論点の第三は、ソールズベリ司教ジョスリンに対する聖務停止と、ソールズベリの聖堂参事会長僭称者ジョン・オヴ・オクスフォードに対する破門に関することである。ギルバートは、彼らに対する処分が、正当な審理・手続を経たものではないと非難する。しかし、トマスは、彼らに対

する審理・手続は、法に反するものではないと反論する。何故なら、『グラティアーヌス教令集』によれば、犯罪が明白で公然な場合には審理は必要とされないからである。

また、トマスは、ジョン・オヴ・オクスフォードを破門した理由についても、次のように説明している。すなわち、破門には、法による破門、判決による破門、破門された者との交際による破門があつて、ジョンの場合は、シスマ支持者や被破門者と交際し、さらには聖堂参事会長職を奪ったことがその理由にあたると。ここから、トマスは、ギルバート達に対して、ジョンと交際した場合は破門を受けることになる警告している。否むしろ、トマスは、「ロンドン司教よ」とギルバートを名指しして、『グラティアーヌス教令集』を引用しながら、実際、ギルバートは教会法に二重に違反していると非難している。それは、ギルバートが、破門に値する罪を犯しているジョンを非難しなかったばかりか、そのジョンを聖別したからである。

最後に、本書翰における論点の第四として取り上げておきたいのは、トマスによる国王への態度表明である。トマスは、国王に対して忘恩を働いているのではないかというギルバートの非難に対して、次のような反論を行なっている。すなわ

ち、『グラーティアーヌス教令集』によれば、魂から発したものでなければ、いかなる罪も犯罪ではない。意に反して殺人を犯したとしても、その者は殺人の罪を犯したことにはならない。したがって、トマスによれば、国王との関係において、自らが意とするところは、「君主としての権利」に対する奉仕義務と「王としての権利」に対する誠実義務を果たすことである。にも拘わらず、「職務の必要」によって、王に対して厳しい懲戒罰を科すことになった。しかし、それは、意に反して行なわれたものであって、忘恩の罪として非難されることにはならない。さらに、以下のように続けられる。自分は、父に対して尊敬と奉仕を負っており、父に対する誠実が損なわれる場合は、誰に対しても義務を負わない。したがって、教会が損失を蒙っているのに、損失を与えている者に対して罰を与えないなら、それこそが、父に対する忘恩になる。このようにトマスは反論するのである。

ここには、トマスが国王を教会の自由に対する敵とみる態度が示されていると思われるが、その態度が一層強固なものであることを示しているのは、書翰の終盤にある次のような発言である。それは、王は——ギルバート達によれば——償いをしようとしているということであるが、償いをしようと

していることが、罰を免れるための理由とはならない、というものである。

以上、本書翰におけるトマスの主張を四つの論点に整理して説明したが、それらの議論の根底にあると思われる、トマスの、平和に関する考え方にも触れておきたい。その考え方が明瞭に現れているのは、書翰の最後の部分である。そこにおいて、トマスは、ギルバート達に対して、職務に忠実であることを求めている。そして続けて、そうすれば、平和が訪れ、教会の自由が豊かになると述べている。ここから分かるのは、トマスが、平和を、教会の自由と同義だと考えているということである。したがって、トマスにとっての平和とは、あくまで教会内部におけるそれであったということになる。この考え方は、平和とは、王権（王）と教権（司祭）との協調関係によって実現されるとするギルバートの考え方とは、非常に対照的である。⁽¹⁾

(1) ギルバートの平和の考え方については、直江眞一・苑田亜矢、前掲稿、二四七頁、参照。

三 本書翰の伝来状況

本書翰を含むトマス関連書翰を収めた写本および刊本の詳細については、別稿に譲り、⁽¹⁾ここでは、「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰に焦点を合わせて、その写本と刊本について簡潔に説明を行なうことにする。

① 写本

「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰は、前述の通り、トマスが、事実上、ギルバートに宛てて発した書翰である。それ故に、本書翰は、発給者であるトマスのアーカイヴに保管されていた草稿ないし控えか、受給者であるギルバートのアーカイヴに保管されていた現物のいずれかに由来すると考えられる。実際、本書翰について残存するテキストの表現(readings)を比較した場合、トマスのアーカイヴに起源をもつテキストと、ギルバートのアーカイヴに起源をもつテキストとの二種類を確認することができる。

A そこで、まず、トマスのアーカイヴに由来するテキストを伝える主要な写本として、A写本、B写本、L写本、RQ写本を紹介したい。

- (a) A写本——MS Bodley 509 (ボドリアン図書館蔵)
- (b) B写本——MS Bodley 937 (ボドリアン図書館蔵)

- (c) L写本——MS 136 (ランベス宮殿図書館蔵)
- (d) RQ写本——MS Rawlinson Q.f.8 (ボドリアン図書館蔵)

これらのうち、A写本は、一二世紀末に作成されたもので、一六〇三年までにエクセタ司教ウィリアム・コットンによりボドリアン図書館に寄贈されたことが知られている。B写本は、一二世紀末ないし一三世紀に、L写本は、一三世紀初めに作成されたものである。RQ写本は、一二世紀に作成された写本で、イリー司教座聖堂に由来すると考えられるものである。

これらの四つの写本は、「 α 型」と呼ばれる集成に基づいて作成された部分をもつ写本である。⁽²⁾「 α 型」とは、一一七四年までにトマスのアーカイヴで作成されたと考えられているが、現存はしない、トマス関連書翰の集成のことである。この「 α 型」には、トマスのアーカイヴ起源の「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰のテキストが収められていたと考えられ、そのテキストを、以上の四つの写本が伝えている。

ただし、RQ写本に含まれる「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰については、「 α 型」に基づいたテキスト以外のテキストがもう一つ収められている。これは、トマスのアー

料 カイヴで作成されていた「 α 型」とは別のトマス関連書翰の集成（ただし、後述の「 β 型」ではない）に基づいたテキストだと考えられる。

B 次に、ギルバートのアーカイヴに由来するテキストを伝える写本を紹介する。

- (e) D写本——MS Douce 287 (ボドリアン図書館蔵)
- (f) V写本——Latin MS 6024 (ヴァチカン図書館蔵)
- (g) R写本——Royal MS 13.A.XIII (英国図書館蔵)

D 写本は、一一七五年から一二〇〇年の間にギルバートのアーカイヴで作成されたものである。この写本において、「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰は、「マルチプリケム・ノービース」書翰の直前に置かれている。

一方、V写本（一一七五年から一二〇〇年の間に作成）とR写本（一二世紀末に作成）に含まれる「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰のテキストは、「 β 型」と呼ばれる集成に由来することが分かっている。「 β 型」とは、「 α 型」と同じ時期にトマスのアーカイヴで作成されたものであるが、注意を要するのは、「 β 型」に収められている「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰のテキストは、ギルバートのアーカイヴに由来しているということである。⁽³⁾すなわち、トマスのアー

カイヴでは、「 β 型」の集成が作成される際、ギルバートのアーカイヴに由来する何らかの作品を参照しながら、「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰のテキストが書写されたと考えられる。したがって、V写本とR写本に含まれる本書翰のテキストは、ギルバートのアーカイヴ起源のテキストを伝えている。

C 最後に、アラン・オヴ・テュークスベリの集成に関する写本を紹介する。

- (h) a 写本——MS Cotton Claudius B II (英国図書館蔵)
- (i) b 写本——Latin MS 1220 (ヴァチカン図書館蔵)
- (j) c 写本——MS 295 (ケムブリッジ大学コーパス・クリスティ・カレッジ図書館蔵)

アランは、カンタベリ大司教座付属修道院のクライスト・チャーチの修道士（一一七四年以降）を経て、同修道院長（一一七九年以降）となった人物である。彼は、カンタベリにやって来てから、一一八六年にグロスターシャー在のテュークスベリ修道院長になるまでに、トマス関連書翰の集成をまとめたと考えられている。

何度か紹介したことがあるように、⁽⁴⁾a 写本は、アランの集成の初版のコピーで、一一七〇年代末から一一八〇年代に作

成されたものである。b 写本は、第二改訂版のコピーを含む、一四世紀作成の写本、c 写本は、第三改訂版のコピーを含む、一一八〇年代作成の写本である。

全五巻で構成されるアランの集成の第一巻に登場する「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰のテキストに関しては、「 α 型」ないし「 β 型」、ないしそれらから派生した集成を参考にしていいると考えられる。

アランは、それらの集成以外にも入手可能だった集成等を参照したと考えられており、収集した数多くのトマス関連書翰を時系列に配列し直すという試みを実行している。おそらくはこのことから、トマス関連書翰についての初期の刊本はどれも、アランの集成に依拠している。

② 刊本

トマス関連書翰集ないし「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰の刊本は、以下の通りである。

- (a) リューパス版 — Lupus, C. (ed.), *Epistolae et Vita Divi Thomae Martyris et Archiepiscopi Cantuariensis*, Brussels, 1682

これは、一七世紀の写本に依拠して編集された刊本である。その一七世紀の写本とは、前述のアランの集成の第二改訂版

である b 写本に基づいて作成されたものである。「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰は、no.127として収められている。⁽³⁾

- (b) ジャイルズ版 — Giles, J.A. (ed.), *Patres Ecclesiae Anglicanae*, 35 vols., 1843-48, *Epistolae Sancti Thomae Cantuariensis*, 2 vols., 1845, reprinted in J.P. Migne (ed.), *Patrologiae Cursus Completus Patrum Latinorum*, 190, Paris, 1893, cols.435-740

これは、リューパス版や複数の写本に基づいて編集されたものである。「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰は、no.75(cols.536-548)として収められている。ジャイルズ版では、校合に用いられた写本が書翰毎に註記されているわけではないため、「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰の編集にあたって校合された写本は不明である。

- (c) ロバートソン版 — Robertson, J.C. and L.B. Sheppard (eds.), *Materials for the History of Thomas Becket*, Rolls Series, 67, 7 vols., London, 1875-85, vols. V-VII

この書翰集も、主としてアランの集成(初版)に依拠して編集されたものである。既刊の刊本も利用されている。「フラ

料 テルニターティス・ヴェストレ」書翰は、no.223 (pp.490-512) として収められており、本書翰の編集には、B写本、L写本、そしてa写本が用いられている。

(d) ダガン版——Duggan, A., *The Correspondence of Thomas Becket: Archbishop of Canterbury 1162-1170*, OMT, Oxford, 2vols., 2000

この書翰集の編集においては、トマス関連書翰を収めた写本として知られている四〇近い写本の中で、重要だと位置づけられた一七点の写本が校合してある。「フラテルニターティス・ヴェストレ」書翰は、no.95 (pp.388-425) として収められている。この書翰の編集に用いられている写本は、a写本、b写本、c写本、A写本、B写本、D写本、L写本、R写本、V写本である。

本稿において底本としたのは、この最新版である。

- (1) 苑田亜矢「収集と伝来」一三七—一六三頁、参照。
- (2) 「 α 型」という表現、および以下で用いる「 β 型」という表現は、ダガンに基づいている。CTB, pp.lxix-lxxi.
- (3) 苑田亜矢「収集と伝来」一五〇—一五一頁、参照。なお、「 β 型」も、現存はしない。

- (4) 直江眞一・苑田亜矢、前掲稿、二四九—二五〇頁、および、苑田亜矢「収集と伝来」一四二—一四五頁、参照。
- (5) 筆者未見 (CTB, p.cxxvii以下)。

〔翻訳〕

神の恩寵によりカンタベリ教会の卑しき僕トマスが、⁽¹⁾ 尊敬すべき兄弟である、神の恩寵によりカンタベリ管区の全司教達に——もしも彼ら全司教達が実際に〔前書翰を〕書いたのであれば⁽²⁾——挨拶を〔送ります〕。そして、彼らがいまだ果たしていないことを果たすよう〔求めます〕。

先日私は、あなた方の書翰を思いもかけず受け取りました。しかしそれは、あなた方の分別を集めた協議から発しているとは容易には信じ難い書翰でありました。その内容は、慰めよりも辛辣さを含んでいるように思われます。願わくば、それが意思の不従順さからではなく、敬虔さ (pietas) の熱意から、また愛 (caritas) の渴望から発せられたものであればよかったのですが。というのも、愛は自分の利益を求めるものではなく、⁽³⁾ イエス・キリストに属するものを求めるものだからであります。

確かに、福音書が真実を語っているならば——實際語っているのですが——、またあなた方がキリストの職務を正しく行なうのであれば、あなた方が——あなた方がその者の姿を体現している——お方の仕事を忠実に果たすならば、体を殺すことができる者ではなくて魂と体を地獄へ送ることができ、⁽⁴⁾ お方を恐れることが、人間ではなくて神に従うことが、⁽⁵⁾ 主君〔ヘンリ二世〕ではなくて父に従うことが、死に至るまで父に従順ならしめられたお方の模範に従うことが、⁽⁶⁾ あなた方の職務に関する法〔Eg〕から導かれたのです。確かに、そのお方は私達のために死に、私達がその足跡を辿るために私達に模範を残されたのです。それ故、私達もそのお方と共に死のうではありませんか。⁽⁷⁾ その方の教会を隷属の軛と圧政者の圧迫から解放するために私達の命を捨てるべきです。⁽⁸⁾ そのお方は、教会を建て、自らの血をもって教会の自由をもたらしめました。

それは、もしも私達がそのように行動しなかった場合に、「私よりも自分の命を愛する者は、私にふさわしくない」という、かの福音書〔の教え〕⁽⁹⁾ が私達に正当にもあてはまること⁽¹⁰⁾ がないようにするためです。あなた方は、次のことをこの上なくよく知っていなければなりませんでした。すなわち、そ

れは、もしも〔地上の〕権力者が命じることが正しいのであれば、あなた方は権力者の意思に従わなければならないが、しかしもしも権力者が命じることが正しくないのであれば、あなた方は「人間に従うよりも神に従う」⁽¹¹⁾ 必要があると答えなければならぬということです。

私がいかにあなた方に敬意を払って話をしようとするならば、一つのことだけを語りましょう。すなわち、私が長い間沈黙していたのは、次のことを知りたいと待っていたからなのだけのことだけをです。それは、戦いの日に背を向けた⁽¹²⁾ あなた方が力を回復するようにと、主があなた方にもしかして息を吹きかけたかどうか、あなた方全ての中から少なくとも一人が、おそらくは城壁の破れ口に上ってイスラエルの家を守る石垣を自ら築いたのかどうか、⁽¹³⁾ 主の軍隊を日々非難することをやめない人々に対して争いを始めるそぶりを少なくともみせたかどうかということです。私は待ちました。しかし、〔破れ口に〕上る者はおりませんでした。私は耐えました。しかし、自ら〔石垣を〕築く者はおりませんでした。私は沈黙しました。しかし、〔私の代りに〕話しかける者はおりませんでした。私は譲歩しました。しかし、戦うそぶりをみせる者さえいなかったのです。この上は、争いの方法は私に委ね

られましたので、私は「神よ、立ち上がり、御自分のために争ってください」⁽¹⁴⁾、ずたずたに引き裂かれ、圧政によって死にいたらしめられた教会が流した血の復讐をしてください⁽¹⁵⁾、と正当にも叫ぶことができるのです。何故なら、教会の自由を憎んだ者の騒ぎが常に増大しており、⁽¹⁶⁾ 今後は「善を行なう者はいない。ただの一人もない」⁽¹⁷⁾ からです。

この上なく親愛なる兄弟よ、あなた方の書翰によって、⁽¹⁸⁾ 教会を混乱させるために私に示された、明らかな、かの情熱が、願わくば教会の自由を守るために存在していればよかったのですが。私はその書翰が、適法な上訴の書翰であるとはほとんど言えないと信じております。しかし、教会は確固たる岩の上に建てられており、教会をたとえ動揺させることができても、滅ぼすことができる者など存在しないのです。それでは何故にあなた方は私を、否むしろ私においてあなた方自身を、否むしろあなた方と共に私を困惑させようと欲するのでしょうか。私は、あらゆる危険を自らに引き受け、あれ程の侮辱に耐え、あれ程の侵害を我慢し、さらにあなた方全てに代わって追放をすら蒙った人間でありますのに。⁽¹⁹⁾ 実際、その教会のために一人が虐待される方がよかったのです。そのようにして教会が隷属から解放されるためには。

あの事件 (causa)⁽²⁰⁾ を率直な心で省察してください。事態 (negotium) を調べてください。この事態の結末がどうあるべきかについて入念に注意を払ってください。そうすれば、「権力者の」命令の威厳が遠ざけられて、分け隔てが遠くに追いやられた時——神は分け隔てなさらないのです——、⁽²¹⁾ その結末自体が、あなた方が行なったことが何であるのか、あなた方が行なおうとしていることが何であるのかを、あなた方に理解させるでしょう。神ご自身があなた方の心から覆いを取り去られますように。⁽²²⁾ そうすれば、あなた方は自分が何をすべきかを知ることでしょう。

私が「カンタベリ大司教へ」昇進した後、私があなた方のうちの誰かの牛か驢馬を取り上げたことがあるというのであれば、⁽²³⁾ 誰かの金銭を取り上げたことがあるというのであれば、誰かの争いを不正に裁いたというのであれば、あなた方の誰かの損失によって自らのために利益を上げたというのであれば、あなた方全ての中でそのようなことを知っている者は、そのことを語るべきです。私は四倍で返ししましょう。しかしもし、私が何も損失を与えていないならば、何故にあなた方は、神に関する事件 (causa Dei) の中に私一人を置き去りにするのでしょうか。何故にあなた方は、この上なく教会にとつ

て重大な事件において、あなた方自身をあなた方自身に対立させようとするのでしょうか。

兄弟よ、くれぐれも、あなた方自身と神の教会を、できる限り、混乱させようと思わないでください。そうではなくて、私の方へ向きを変えてください。そうすれば、あなた方は救われるでしょう。というのも、主は、「わたしは悪人が死ぬのを喜ばない。むしろ、悪人がその道から立ち帰って生きることを喜ぶ⁽²⁴⁾」と、述べておられるからです。男らしく私と共に戦いに立ち、武器と盾を取って、私を助けるために立ち上がってください。この上なく力のある神の言葉の剣を取ってください⁽²⁶⁾。そうすれば、皆一緒になって、より強固にそしてより力強く私の職務を遂行するために、悪を行なう者達に対して、不正を行なう者達に対して、⁽²⁷⁾教会の魂を——それは自由であり、それがなければ教会は繁栄することもなければ健全であることもないのです——取り去ろうとする者達に対して、神の住まいを自らのものにしようとしている者達に対して、共に抵抗することができのです⁽²⁸⁾。

それ故、皆で一緒にそうするよう急ぐものではありませんか。神の怒りが、私にも、過ちを犯した無為な司牧者達の上にも降りかかることがないようにするために。私が「口を閉ざさ

れた犬で、ほえることができない⁽²⁹⁾」と評されることがないようにするために。通りがかりの人々から私に対して「バビロンの」長老から不法が始まった」という非難が加えられないようにするために⁽³⁰⁾。実際、もし私が言ったことをあなた方が聞いていたのであれば、平和をつくり教会の自由を守るための私達のあらゆる道において、主があなた方と共におられ、そして私達全ての者と共におられるであろうことを、あなた方は知らねばなりません。

さもなければ、神が、私とあなた方との間を裁き⁽³¹⁾、あなた方の手から教会の混乱を取り除いてくれますように。何故なら、この世が望むと望まないにかかわらず、「この世から父のもとへ移る御自分の時が⁽³²⁾来るまで、主の言葉の中に——教会はその中に建てられたのです——確固として立つことが必要だからであります。確かに神は、あなた方が戦いの中に私だけを置き去りにしたことについて裁きを下されることでしょうし、私を愛した人のうち私と共に闘いに向かおうとした者がいなかったということについても⁽³⁴⁾、裁きを下されることとでありましょう。

あなた方の誰もが「倒れても起こしてくれる友のない人は不幸だ⁽³⁵⁾」とおそらく考え、あるいは言う程に、私はたった一

料 人だったのです。しかし、私にとっては、次のことが、希望として自らの胸にしまっておかれています。すなわち、主がその者と共におられる者は一人ではなく、その者は、「倒れても、打ち捨てられるのではない。主がその手をとらえていてくださる」⁽³⁶⁾ということが。

したがって、兄弟よ、核心に迫るために、語ってください。私がまだイングランドにいた間に、⁽³⁷⁾私に対して、また神の教会に対してなされたことは、あなた方の記憶から遠のいてしまったのでしょうか。私の出国に際してなされたこと、私の出国の後になされたこと、さらには今日なされていることは、また、とりわけノーサムプトンでなされたことは、⁽³⁸⁾あなた方の記憶から遠のいてしまったのでしょうか。その時キリストは、私の人格において、再度支配者の法廷の前で裁かれたのです。その時、カンタベリ〔教会〕は、自らと神の教会に対していたるところで区別なく加えられた侵害の故に、ローマ教皇庁へ上訴することを余儀なくされたのであります。すなわち、カンタベリ〔教会〕は、自らの財産を——「自ら」のと言うのは誤りです。何故なら、それは貧しい人々の財産であり、十字架にかけられたお方の世襲財産であって、カンタベリ〔教会〕に寄進されたというよりは委託されたものだから

です——、神の保護とローマ教会の保護の下に置くことを余儀なくされたのです。たとえ、神の慈悲(clementia)がカンタベリ〔大司教〕が⁽³⁹⁾かつて不正に追放されたということを明らかにしたとしても、国王裁判所において、しかもとくにカンタベリ〔教会〕の属司教達によって、カンタベリ〔大司教〕が判決を下され、非難され、保証(fideiussio)を提供するよう強いられるのを、かつて見たり聞いたりした者が誰かいるでありましょうか。

法あるいは諸カノンの中のいったい何処に、このような間違った権威が、否むしろ誤った不正が、見出されたのでしょうか。何故に、この法外さはあなた方を赤面させないのでしょいか。赤面は混乱を招かないのでしょうか。混乱は悔悛を招かないのでしょうか。悔悛は神と人間の面前での贖罪を求め、また神のために私に対して加えられた、これ程までの侵害——私は自らの良心を保ったまままでそれを甘受してはなりませんでした。また私は自らの生命の危険なくしてそれを矯めることができませんでした。また私は魂の危険なくしてはそれを無視することもできませんでした——を前にして、私はむしろ暫くの間避難することを選んだのであります。そ

れは、不正が赦され、不正な人々の心が露わにされ、そして心の中の思いが明らかにされるまで、罪人達の天幕におけるよりも主の家に住むことの方が安全だったからです。⁽⁴²⁾

これ程までの侵害が加えられたことが、私の上訴の理由でありました。これが私の避難の理由でした。その避難を、あなた方は予期しなかったと言いますが、⁽⁴³⁾むしろ私に対する脅し、私に対して行なわれたことに鑑みると、もしも事実を知ったあなた方がしゃべることによって、避難が予知されて阻止されることがないようにするために、それは予期せざるものであるべきでした。

しかし、主は災いをよりよい方向へ変えたので、⁽⁴⁴⁾私の主君たる王とその臣下の者達の名誉に対して配慮がなされたのです。王自身と後代の者達の不名誉になる形で私に対して何かがなされることがないようにするために。さらに王は、私の死に憧れた者達、また私の血を渴望した者達、——世間で一般に言われ信じられているように——私の破滅を願ってカンタベリ教会の高みを占めることを望んだ者達よりも、⁽⁴⁵⁾よく助言がなされていました。願わくば、あなた方が野望よりも熱心さを多く持つていれば良かったのですが。

私は上訴しました。また上訴されました。カンタベリ〔教

会〕の財産、私と私の配下の者達の財産が、法の理 (iuris) が求めるごとくに、安全な状態に保たれている間に、私は上訴を追行しました。もしも私が退く間に、また私が出国する時に、あなた方が言うように、全てのことが混乱させられていたならば、原因を作り、このことを引き起こした者が、自らの責めに帰すべきであります。このことの罪は明らかに事を起こしている者達に属するのであって、退いている者達に属するものではありません。侵害を行なっている者達に属するのであって、侵害を避けている者達に属するものではありません。というのも、損害の理由を与えた人が、損害を与えたように思われるからです。これ以上何を言う必要があるのでしょうか。

私は法廷に出頭しました。そして、私に対する侵害、教会に対する侵害を示しました。私が出頭した理由と私が上訴をした理由を提示しました。私に対して答えようとする者、あるいは如何なる点においても答えようとする者はおられません。私は待ちましたが、私に異論をはさむ者は来ませんでした。判決が王の下にもたらされる以前には、私に不利な如何なる判決も下されませんでした。私が慣例にしたがつて、なお法廷において、私に何か反対が出されるかどうか見極め

ようとしていた時に、私の役人達 (officials) のところへ連絡がなされ、彼らに対して次のことが命じられました。それはすなわち、世俗財産に関して如何なる物であれ私に従ってはならないということ、そして王の命令と関与なしに、私に對してあるいは私の配下の者達に對して、彼らによつて何かが奉仕されてはならないということでした。

言われているところでは、兄弟たる汝ロンドン〔司教〕よ、あなたがリチャード・オヴ・イルチェスタとヨーク〔大司教〕と共に、判決を指示したということです。⁽⁴⁶⁾ この判決は、そこから主君たる王の下に急いで運ばれました。それは、王が見るためです。この判決は、このような助言を与えた者の頭に向けられるべきであります。⁽⁴⁷⁾ 判決を経ることなく、理由もなしに、上訴の後〔であるにも拘わらず〕、さらに私がなお法廷に留まっていた時に、教会が侵奪され、私は私の配下ともども追放されました。他ならぬ聖職者も俗人も、男も女も、女は揺り籠の中の幼子と共に追放されたのです。教会の財産、すなわち十字架にかけられたお方の世襲財産が、国庫のものとなりました。⁽⁴⁸⁾ 金銭の一部は王のために供されました。一部は兄弟たるロンドン司教であるあなたとあなたの教会のために供されました。もしも私が聞いていることが正しいとすれば。

ば。

もしそうであるならば、私はそれをあなたから要求します。そして私は服従 (obedientia) を理由としてあなたに次のことを命じます。すなわちそれは、この書翰の受領から四〇日以内に、如何なる理由も如何なる遅滞もなしに、何であれあなたがそこ〔カンタベリ教会〕から運び去ったものあるいはあなたの教会の利用に供されたものを、前もって定められた期間内に完全な形で私に返還するということがあります。何故なら、教会が、他の教会の損害によつて豊かにさせられるということは不正であり、かつきわめて法に反したことだからです。もしもあなたが権威 (auctor)⁽⁴⁹⁾ を誉め称えるのであれば、次のことを知るべきです。すなわち、暴力的な侵害を行なった者は、奪われた教会の財産に對して適法に権威を示すことはできないということをです。

それ故に、法を歪めることなしに、教会法の秩序をひっくり返すことなしに、〔教会から〕奪い去られたものが教会に返還されないのに、略奪者や洗聖者や教会財産の荒廃者達は自らを守ることができるのでありましょうか。⁽⁵⁰⁾ 彼らは上訴という障害物を置くのでしょうか。それはあつてはならないことであります。どんな新しいこと、否むしろ法に反することを、

あなた方は「カンタベリ」教会に持ち込むのでしょうか。あなた方が行なっていることをご覧なさい。もしあなた方が自分にもっと注意をしないならば、確かに、かの豆があなた方とあなた方の教会に向けて打たれることになります〔あなた方とあなた方の教会はその報いを受けることになります〕⁽⁵¹⁾。というのも、仮に略奪者、流聖者、他人の財産、とりわけ教会財産の荒廃者が上訴の助けを借りることによって神の教会から守られたとしたならば、神の教会にとって危機的な状態が生ずるであろうからです。また、法に従わない者、否むしろ法に反する者が法の助けを求めることはあつてはならないからです。

〔カンタベリ〕教会にすでに加えられ、また現に加えられているあれこれの法外なことを私が甘受しないからといって、私が追いやられて上訴をしたからといって、私が〔王の〕法廷（ノーサムプトン）から退却したからといって、私が教会と私に対する侵害について敢えて不平を述べたからといって、これら全てのことにについて私が黙っていないからといって、私がこれらのことを矯める用意があるからといって、それらのことは侵害であつて、私は〔すでに加えられた〕侵害に侵害を付け加えているということになるのでしょうか。そ

れらは辛苦であつて、私は〔すでに加えられた〕辛苦にさらに辛苦を付け加えているということになるのでしょうか。少なくとも、訴えることの救いを拒否された者が、打ち砕かれて危機的な状態になるのは確かです。

汝、我が友よ、あなた方は他の誰よりも深く理解し、他の誰よりも賢くふるまっています。何故なら、この世の子らは光の子よりも賢くふるまうのが常だからです。⁽⁵²⁾ そのようなあなた方が、何故に、あなた方の兄弟、あなた方に服する者達を欺くのでしょうか。あなた方は何故に彼らをこのように誤りへ導くのでしょうか。如何なる權威が、如何なる典拠が、教会に関する事項 (ecclesiasticus) において、あなた方がプリンケプス達に与えようと望んでいる特権を、彼らに与えたのでしょうか。

兄弟よ、王国の法と教会の法を混同することのないようにしてください。実際、その二つの権力は別物であり、それらのうちの一方は実力と権力を他方から得ているのであります。聖書を読んでご覧なさい。そうすれば、祭司の職務を我が物としたとみられる王達で死んでいった者がどれだけ多くいたか、またそれが誰であつたかをあなた方は見出すであります。それ故に、あなた方は、このような侵害を理由と

して、神の圧力があなた方を押しつぶすことがないように用心しなければなりません。そのような圧力がもし生じたならば、あなた方は容易に逃れることはできないでしょう。

あなた方は、教会の損失において、我々の主君である王の愛顧を得ているのでありますから、王のために忠告してください。それは——あつてはならないことでありますが——同じような違法な行ないをしていることを見つけられた者達が滅んだのと同様に、王と王の家全体が滅びることがないようにするためです。しかしもし、王が企てをやめることがないならば、私はどのような魂の良心によつてそれらのことを罰しないでいるでしょう。どのような良心の純潔によつてそれらのことを看過するでしょうか。確かに、それを看過する権威を持つてゐる方は看過するべきです。しかし私は看過しません。それは、その看過が私の魂に向かつてくることがないようにするためです。

あなた方は、その書翰において、次のように仄めかしています。否、はつきりと述べています。すなわち、王国が抗議しているにも拘わらず、さらに教会が嘆き悲しんでいるにも拘わらず、私が「カンタベリ大司教に」昇進させられた、と。⁽⁵⁴⁾ あなた方は、真実が語らねばならないことを知っています。

「知りながら嘘を語る口は魂を殺す」⁽⁵⁵⁾のです。実際、司祭の言葉は常に真理を友としていなければなりません。⁽⁵⁶⁾ ああ、神の⁽⁵⁷⁾民の誰が、そのようなことを言つて赤面しないでしょうか。あなた方の良心に問いかけてごらん下さい。「カンタベリ大司教選出の」選挙の形式に目を向けてください。選挙に関係している全ての人々の同意、王の息子と、そのために派遣された者達とを通じた王の同意、さらには王国の全ての貴顕達と共に行なわれた「王の」息子の同意に目を向けてください。もし彼らのうちの誰かが反対していたのであれば、あるいは何らかの点で抗議をしていたのであれば、「そのことを」知っていた者が語るべきです。関知していた者が述べるべきです。しかしもし、誰かがそれによつて当惑させられていたとしても、その者は、自らの怒りを理由として、王国全体と教会に対して権利侵害が行なわれたと述べるべきではありません。また、私のためにパリウムを極めて熱心に要求した主君たる王とあなた方全員の書翰を一層入念に想起してください。⁽⁵⁸⁾ として「その結果として私がそのパリウムを」手に入れたことを想起してください。

事の真理はかくのごとくであります。しかしもし妬みが誰かを不安にし、野望が誰かを屈服させ、あれ程平和裡に、あ

れ程正当に、あれ程矛盾なく行なわれた選挙がその者の魂に苦痛を刻み、その結果その者がそれを理由として全てのことが混乱させられることを企て、また望むのであれば、主と私はその者に対して寛大でなければなりません。何故なら、その者は、自らの過ちを決して秘することなく、魂の憤りを皆の面前で公に告白することに赤面しないからであります。

あなた方は、私が王によって卑しき状態から栄光へと高められたと述べています。実際、私は、「王家の祖先から出ていくわけではありませ⁽⁵⁹⁾ん。しかし私は、家柄の高貴さが墮落していく人物であることよりも、魂の高貴さが自らに家柄を作り出す人物であることを望みます。おそらく、私は貧しい納屋の出です。しかし、自らの僕に対して憐憫を施すことを知っており、力あるものに恥をかかせるために卑しき者達を選ばれた神の慈悲深さのおかげで、私は、王への奉仕に加わる以前に、自らの貧しさの中で、あなた方自身がご存知だったように、どのような身分の隣人や友人と比べても裕福であるかのように、十分豊かに、十分裕福に、十分栄光に輝いて、振る舞っておりまし⁽⁶⁰⁾た。ダビデもまた、乳を飲ませている羊の後ろから取り上げられて、神の民を支配するように立てられたのです。ダビデには、主の道を歩んだが故に、力と栄光

が重ねられました。他方ペテロは、漁師から選ばれて、教会のプリnceプスとされました。ペテロは、キリストの名のために流した彼の血によって、天上において冠を有し、地上において名声と栄光を手にするに値したのであります。乞い願わくば、私もまた同じようになさんことを。何故なら、私はペテロを継承する者であつて、アウグストゥスを継承する者ではないからです。

主君たる王は、自らがどのような考えから私が高められることをお望みになったのかを知っておられました。王の意図は、王に答えなければなりません。そして私は、私の職務の故に、彼に答えねばなりません。虚偽で固められて彼に媚び諂う人々と比べて、神の憐憫を通して峻厳であることによつて〔王に対して〕より忠実に。というのも、友の非難は、敵の欺瞞的な接吻よりもよいからであります。⁽⁶³⁾

あなた方は、私に対してある種の仄めかしを通して忘恩のレッテルを押しています。私は、魂(animus)から発したものでなければ、不名誉(intamia)を招来するいかなる罪も犯罪に属する(criminalis)ことではないと信じています。それ故に、誰かが意に反して殺人を犯した場合には、たとえその者が殺人者(homicida)と呼ばれ、また殺人者であつたとしても、

料にも拘わらず、その者は殺人の罪(reatus)を蒙るわけではないのです。⁽⁶⁴⁾ 私は次のように言います。私達の主君たる王に対して主君としての権利(ius domini)によつて私が奉仕

(obsequium)を行なう義務を負っているにも拘わらず、また私が、王の権利(ius regium)により敬意の念を示すよう義務づけられているにも拘わらず、私が、主君を妨害したとしても、また父の愛情をもつて息子「としての王」を諭したとしても、その諭しにおいて私が聞き届けられずに悲しみにくれながらも、職務の必要から、厳しい懲戒罰(censura)を「王に対して」科すとしても、私は、王に敵対するよりも、王のために、また王と共に行動していると信じており、彼から忘恩のレッテルや罰ではなくて感謝(gratia)を受けるに値すると信じている、と。

確かにきわめてしばしば、望まない者に恩顧(beneficium)が与えられます。⁽⁶⁵⁾ それ故に、たとえ他の理由はなくとも、必要に迫られて違法を犯すことから引き戻された者の安全には一層適切な配慮がなされるのであります。さらに、私の父である救い主たるキリスト自身が、忘恩のレッテルから私を守ってくださいます。私は父の権利によつて父に服従する義務を負っており、この服従が守られなかった場合には、私は、

相続権排除という正当な罰によつて処罰されます。というのも、父は、正当な原因に基づいて息子の相続権を奪うことができるからです。父は「もしもあなたが悪人(impius)に警告をせず、しかも悪人が自らの違法のゆえに死ぬならば、わたしは彼の死の責任をあなたに問う」⁽⁶⁶⁾と述べておられます。

それ故に、私が、過ちを犯している者を諭さなければ、諭しに耳を貸さない者を叱責しなければ、頑固な者を懲らしめなければ、私は命令に対して罪を犯すことになり、不服従の責がある者として正当にも相続権を奪われるのであります。救い主の地位に属する権利(ius patronatus)によつて、私は父に尊敬と奉仕を負っています。私が罪の奴隷であった時に父の恩恵によつて義に対して自由の身とされたのでありますから、その権利により私は父の解放奴隷(liberti)であるのです。⁽⁶⁷⁾ ここから、私は、父に対する誠実(fides)が損なわれる限り、いかなる人に対しても義務を負っていないのでありますから、もし父に反することが頑固に行なわれて教会が損失を蒙るにも拘わらず、そのために私が召命されている配慮に関して私が罪を罰しないのであれば、正当にも、父のみが忘恩の故に私から与えられた恩顧を取り戻すことになるでしょう。そして、それ以降は実際、私は、忘恩となるでしょう。

あなた方は、私に対して、ローマ教会に対する危険、世俗財産 (temporale) の喪失、実際私と私に従う者達への危険について、言及しています。しかし、魂への危険については言及がなされておりません。さらに、あなた方は、あつてはならないことですが、主君たる王がローマ教会に対する誠実と献身から身を引くと脅しを迫っています。私達の主君たる王の献身と誠実が、世俗の都合あるいは不都合のために、ローマ教会に対する誠実と献身から離反するということはあつてはならないことだ、と私は言っているのです。

確かに、このようなことは、私人 (privatus) においては犯罪であり、罰せられるべきことであります。いわんや、自らと共にそして自らの後ろに多くの人々を率いる君主においてをや。さらに、君主の忠臣の誰かがそのようなことをかつて考えなければならなかった、いわんや誰か最高の地位にある者が言わなければならなかった、いわんや司教が言わなければならなかった、ということはあつてはならないことです。あなた方の口から出る言葉が誰かを、あるいは多くの人々を、その魂の損失と非難へ向けて、汚すことがないようにご賢察ください。バビロンの杯と呼ばれている金の杯のように。⁽⁶⁸⁾ この杯は、内側も外側も毒を塗られていて、誰かがこの杯から

飲むと、毒を恐れなくなるといふものです。何故なら、金を見たが故に。

このようにして、あなた方の所業の影響は公になるでしょう。というのも、欺かれない人は、隠された仕業を光のもとに出し、不正な奸計⁽⁶⁹⁾を明るみに出すからです。実際教会は、苦難と流血において繁栄し増大することに慣れているのです。⁽⁷¹⁾何故なら、傷つけられた時に勝利し、非難された時に理解し、捨て去られた時に獲得することは、教会に固有のことだからです。

したがって、兄弟よ、教会のために泣くことを望んではなりません。そうではなく、あなた方自身のために泣きなさい。⁽⁷²⁾あなた方は、以上のような言動から、あらゆる人の口に、自らの名をあげました。⁽⁷³⁾しかし、それは大きな名ではありません。あなた方は神と全世界の憎悪を自らに引き寄せています。あなた方は無垢の者に罫を仕掛けています。あなた方は教会の自由をひっくり返すために新しい狡猾な論理を作り出しています。

兄弟よ、神の憐憫によって、あなた方のやっていることは無駄になります。何故なら、教会は自ら、たとえしばしば揺り動かされたとしても、それが確固として建てられた力と強

さにおいて不動のままであるからです。全般的な離反が生じ、かの滅びの子が現れるまでは。物事の秩序と一連の聖書の教えが不正に変更されるのでない限り、私は、そのような滅びの子が西方から登場するとは信じていません⁽⁷⁴⁾。しかしもし、世俗的な事項について問題になっているのであれば、私は世俗財産に対する危険よりも、魂に対する危険を恐れなければなりません。実際、聖書は「人は、たとえ全世界を手に入れたとしても、自分の命を失ったら、何の得があるか⁽⁷⁵⁾」と述べています。したがって、私は、私および私に従う者達への危険を全く物ともしません。何故なら、恐れなければならぬのは、体を殺す者ではなく、体と魂を殺すお方だからです⁽⁷⁶⁾。

あなた方は、尊敬すべき私達の兄弟ソールズベリ司教の聖務停止に関して、そして、かのシスマを支持する聖堂参事会長僭称者のジョン「オヴ・オクスフォード」の破門に関して⁽⁷⁷⁾、私を非難しています。その聖務停止や破門は、審理(cognitio)から正当に発し、教会法上の裁判手続から生じたというよりも、罰として科されたあなた方は述べています。「しかし、これに対して」私は、次のように応えます。彼らのうちのいずれにも、罰を科する正しい判決が、すなわち一方には聖務停止の判決が、他方には破門の判決が下されたのである、と。

もしあなたが事態の推移をきちんと把握しているのであれば、もしあなたが裁判手続を正しく注視するのであれば、あなた方の判断は違っていたであろうと、私は信じています。

確かに、あなた方に知られていないはずの権威が、明白で公然な場合にはそのような審理は必要とされない、と述べています⁽⁷⁸⁾。破門のもとで主君たる教皇と私により禁止が発せられた後で、ソールズベリ司教によって聖堂参事会長職に対して何が行なわれたかを一層注意深く考えてください。そうすれば、あなた方は、聖務停止が明白な不服従から間違はなく生じているかどうかを、より正しく認識するでしょう。このことについて、祝福されたクレメンスは次のように述べています。「いかなる位階に属しよう、全ての者は、また下位の者であれ上位の者であれ全ての君侯は、さらにその他の民は、もし、自らの聖職者に従わないならば、名誉を失うばかりか、神の王国と信徒仲間から追放され、そして聖なる神の教会の戸外に閉め出されることになる⁽⁷⁹⁾」と。

ジョン・オヴ・オクスフォードに関しては、私は次のように言います。様々な人々が様々な仕方破門される、と。すなわち、ある人は、彼らを非難する法によって破門⁽⁸⁰⁾され、ある人は悪名高い者であるとする判決によって「破門され」、ある

者は破門された者達との交際やつきあいによって破門される、と。しかし、私が彼を非難し、破門し、また断固として破門された者として考える理由は次の通りです。すなわち、〔第一に〕彼〔ジョン〕は、シスマを支持する者達や主君たる教皇により破門された人々と交際することによって、非難されるべき異端者に陥り、破門の罪と汚名を自らに招いたからです。この破門という災いは、レプラの場合のように、事を起こしている者とそれに同意している者に伝染し、同じ罰によって両者を一つにするのです。⁽⁸¹⁾〔第二に〕彼は、破門宣告のもとで発せられた主君たる教皇と私の明白な命令に反して、破門された身でありながら、ソールズベリーの聖堂参事会長職を奪ったからです。したがって私は、彼によって、参事会長職において、また参事会長職に関して、なされたことを無効とし、また無効とされたものと考えます。主君たる教皇も、第八回教会会議の権威に基づいて、すでに自ら無効としたように。その議決は、次のようなものです。すなわち、「もし誰かが、公然とあるいは秘密裡に破門された者と話をしたのであれば、あるいは交際したのであれば、その者は直ちに破門の罰を自らに招来する⁽⁸²⁾」と。また、カルタゴ公会議は、「もし聖職者であるならば、破門された者と交際した者は誰であれ、

職を免ぜられるべし⁽⁸⁴⁾」と言っています。

したがって、ご賢察のように、あなた方の誰も、ジョン・オヴ・オクスフォードと交際してはならなかったのです。何故なら、教皇カリクトゥスは次のように述べているからです。「いかなる者も、両者の正しい審問以前に祭司により破門された者は、どのような者であれ、受け入れてはならない。また、破門された者と、祈祷あるいは飲食において、あるいは接吻において、交際してはならない。挨拶の文言を交わしてはならない。何故なら、これらのことにおいて、あるいはそれ以外の禁止されたことにおいて、破門された者達と悪意で交際した者は誰であれ、使徒の命令にしたがって、その者自身同じ破門に服することになるからである⁽⁸⁵⁾」と。これが教会法の手続(ordo)であり、教会法に知られていないものではなく、これは教会法の権威によって支持されている手続である、と私は信じております。

また、不在の者が非難されることがあっても、驚いてはなりません。パウロを読みなさい。パウロは、不在であったにも拘わらず、継母と姦通したことが公に知られている者を信徒団体から追放し、その肉が滅ぼされるように、この者がサタンに引き渡されるようにしたのでです。〔その者の〕魂が救わ

料 されるようにするために⁽⁸⁶⁾。それは、私がジョン・オヴ・オクス
フォードにしたのと同じことです。その者は、証人によって有
罪とされておらず、自白しておらず、不在でさえありました。

〔しかし、〕その者の罪を全ての者が知っており、誰も〔その
ことについて〕争いませんでした。それはちょうど、王の権
力が法に基づくことなく保護している者〔ジョン・オヴ・オ
クスフォード〕の罪をあなた方が知っているのと同じことです。

しかもなお、近時あなた方の側では、この種の、そして極
めて重大な法外なことが、私の不在の間に行なわれておりま
す。私は、肉体においては不在であっても、しかし、権威に
おいては存在しているのですから、⁽⁸⁷⁾それらの法外なことを、
私の魂の良心が害されることなく、正されないままにしてお
くことができない以上、兄弟たるロンドン司教よ、あなた方
に〔次のことを言います〕。あなた方は、〔教皇〕グレゴリウ
ス七世の次の言葉を知っているべきだった、と。それは、「も
しも誰か司教が、その管区内において、司祭あるいは助祭の
姦通あるいは近親相姦の罪に、報酬を受け取ることによって、
あるいは懇願を受け取ることによって、あるいは恩顧を与え
ることによって、同意するのであれば、あるいは行なわれた
ことを自己の職務の権威によって非難しないのであれば、そ

の者はその職務を停止させられるべし⁽⁸⁸⁾」、というものです。ま
た、〔教皇〕レオの次の言葉も知っているべきでした。「もし、
司教の誰かが、許されていないような人物を祭司に聖別した
のであれば、たとえ自らの名譽に対する損失を何らかの方法
で避けたとしても、その後は叙品の権利を持つてはならない。
また、そのような司教は、理由無くして〔聖別を〕行なった
が故に今後秘蹟に關与してはならない⁽⁸⁹⁾」、と。

したがって、私が確実なものとして聞いているところによ
れば、あなた方はそのような教会法の判決に二重に違反した
のでありますから、私はあなた方に対して、次のことを命じ、
〔あなた方の私に対する〕服従の故に、命ずることにより指示
を与えます。すなわち、それは、もしもそのようであるので
あれば、私の書翰を受け取ってから三ヶ月以内に、尊敬すべ
き兄弟である私の属司教達の助言により、かくも甚大な逸脱
について、あなた方が自らを矯正と贖罪に委ねるよう努力し、
そして、他の者達があなた方の例に倣って、同じ過ちに陥る
ことがないようにしなければならぬということなのです。さら
に、あなた方がそうすることを怠るのであれば、私はあなた
方に対して一層厳しく命令を下さねばなりません。

あなた方が損害の恐れに直面して私に提示しているのは、

上訴による救済ではなく、私の理解によれば、私が、違反者や教会財産の略奪者に対して、教会規律に基づく懲戒罰を行使しないようにするための妨害です。それは、ソールズベリ司教とソールズベリの参事会長僭称者に対して私が進めた——とあなた方が言う——手続にしたがつて、私が、我々の主君たる王に対して、あるいは王の土地に対して、またあなた方の人格と教会に対して、何かを決定することがないようにするためです。私が、王に対して、あるいは王の土地に対して、またあなた方に対して、あなたが、あなた方の教会に対して、法に従わずに何かを決定したとか決定しようとしているなどということは、あつてはならないことです。しかし、もしもあなた方が、ソールズベリ司教がすでに誤りを犯したのと同じやり方で、あるいはそれと似たようなやり方で誤りを犯すとしたら、どうでしょうか。私が、あなた方あるいはあなた方の教会に対して——過ちの法外さがもしもそれを要求するとしたら——厳格な規律を行使することがないように、あなた方は、当該の上訴によって私の権威を停止することができるのでしょうか。それが適法な上訴であるかどうか、また、その上訴の形式がどのようなものかに、一層入念に注意してください。

私は、上訴人は全て、自らの名あるいは他人の名において上訴を行なうということを知っています⁽⁹⁰⁾。上訴人が自らの名において上訴を行なう場合、それは自らにすでに加えられた損害、あるいは自らに加えられる恐れのある損害についてであります。私は、次のことは確実だと考えます。すなわちそれは、あなた方が上訴の救済に訴えねばならないような損害は何も——神のお陰で——これまで私からあなた方に対して加えられてはいないということであります。私はまた、あなた方が私に対して特別にあなた方のものである何らかの主張を、今のところ、有しているとは考えません。もし、あなた方が、私が今後あなた方かあなた方の教会に対して何かを決定することがないように、損害の恐怖に直面して上訴したというのであれば、それが、この上なく首尾一貫した人物に対して向けられねばならない恐怖かどうかをよく考えてください。それが、私があなた方とあなた方の教会に対して有している私の全ての権威と権力を停止しなければならないような上訴かどうかをよく考えてください。その上訴は意味がないと賢い人々によって信じられていますし、私もそのように信じています。その理由は、一つには、その上訴が、上訴の形式を備えていないように思われるからであり、一つには、そ

の上訴が理性に合致しておらず、むしろあらゆる法の援けを全く欠いているからです。

〔他方〕あなた方が他人の名において上訴する場合には、主君たる王の名において、あるいは別の人の名において〔上訴しなければなりません〕。もし別の人の名においてでないのであれば、主君たる王の名においてでなければなりません。もしも主君たる王の名においてなされる上訴であれば、あなた方は、上訴は権利侵害をはねつけるために導入されたのであって、権利侵害を引き起こすためではないということを、また抑圧された者達を助けるためであって、それ以上抑圧するためではないということを、知っていなければなりませんでした。

したがって、ある者が、正しい原因を信ずることによってではなく、自らに不利な判決が下されないようにするために、遅延を引き起こすことを理由として上訴したとするならば、この種の上訴は受け入れられるべきではないのです。⁽⁹⁾ 何故なら、もしも教会の自由がひっくり返されて、教会の財産が占拠されかつ不法に留置され、司教が、その座から追い出され、それ故、奪い去られた全ての物が返還されることにより、あらゆる安全性をもって平和理に承認されることなく、略奪者、

占有者、侵入者が、罰せられないようにするために自由に上訴したとするならば、また上訴によって自らを防御したとするならば、教会の立場はどうなることでしょうか。そのような教会の破壊はどれ程のものになるでしょうか。

あなた方が行なっていること、あなた方が言っていることを、よく考えてください。あなた方はキリストの代理人ではないのですか。あなた方は地上におけるキリストの代理人を務めているのではないのですか。過ちを犯した人々を召喚し、裁判にかけ、罰することによって、場合によっては、彼らが神の教会を攻撃することをやめるようにすることが、あなた方のなすべきことではないのでしょうか。あなた方も、彼らとあなた方自身のために、自らと教会に対して、教会の破壊に向けて、自らを対立させるまでもなく、彼らが、教会に対して暴力を加えただけで、それは大変なことなのではないでしょうか。

誰がかつてこのような驚くべきことを聞いたでありましょうか。あらゆる人々やあらゆる民族において聞き知られるであろうことは、次のようなことです。それは、すなわち、教会と教会の自由を守るために、自らの首都大司教と生死を共にしなければならず、またあらゆる損失に耐えなければなら

ないカンタベリ教会の属司教達が、王の命令にしたがつて、首都大司教が教会に対して違反している者達に向かつて厳しい規律を行使しないようにするために、属司教達のできる限り、首都大司教の権力と権威を停止させようと欲しているということです。

私は一つのことを確実に知っています。それは、あなた方が、二つの立場、すなわち、上訴人と被上訴人の立場を同時に正しく担うことはできないということです。あなた方は上訴した人であり、〔同時に〕上訴を受けた人であります。〔何故ならば〕教会は一つではないのでしょうか。また、あなた方は教会の身体の一部ではないのでしょうか。教会の身体である者が、キリストである自らの頭との争いを始めている時、その争いはどれだけ正しいものであり、どれだけ教会法に則したものであるでしょうか。兄弟よ、私は、あつてはならないことですが、「彼らは『主はどこにおられるのか』と尋ねた祭司であり、彼らは律法を教えながら、律法を理解しなかった⁽⁹²⁾」ということが、あなた方について言われることを恐れます。

さらに、私には、「関係当事者 (quorum interest)、訴訟代理人 (quibus mandatum est)、事務管理者 (qui negotium

gerunt alienum) でなければ、通常上訴人としては認められない⁽⁹³⁾」ということが、あなた方に知られていないとは思われません。教会に対して違反している者達が罰せられないという事態は、あなた方に関係ないことでしょうか。そのようなことはあつてはならないことです。むしろ確かにそれは逆なのです。しかし、もし教会の自由を破壊する者、教会の財産を侵害し、占拠し、そして自らのために使用する者がいたならば、その者は、この件について自らを防御するために、上訴人として認められることはありません。その者のために上訴する者達が、上訴人として認められることがないのは、なおさらです。

それ故に、主君たる王のためにあなた方によって行なわれた上訴は、王を援けるものではありませんし、王のために提起された上訴は、あなた方にとって利益があるとも思われなのです。したがって、このような件において王が上訴することも訴訟代理人を指名することもできないとするなら、同じようにあなた方もこの件について王から訴訟代理人としての指名を受け取ることもできないのです。さらに、私は、あなた方が、この点で、彼の事務管理を行なうことができないということを付け加えます。何故なら、いかなる司教も、自

料ら〔の利益〕に反する他人の事務管理を行なうことはできない

資からであります。司教は教会を守る者なのですから、教会が抑圧されるような場合においてはとりわけそうでありま

す。それによって、教会の状況が一般に傷つけられる場合においてもとりわけそうであります。

かくして、上訴することがあなた方に関係ないことであり、またあなた方がこの件について訴訟代理人としての指名を受け取ることができず、また他人の事務管理を行なうことができな

きないとするならば、あなた方の上訴は認められず、法的に維持されないこととなります。

それ〔上訴〕が、あなた方全ての代わりに追放の身にある首都大司教に対して、兄弟たるあなた方が示した、献身、慰め、兄弟としての愛情なのでしょ

うか。神があなた方のこのような無慈悲をお許しくださいますように。もしや、兄弟よ、あなた方は、次のことを知らないのでしょうか。私とあなた

方の間には、法と諸カノンを損なうような大きな混沌があった、あなた方のうちの誰もが、もし望めば、私の方により自由

に越えて来ることはできるのに、〔他方〕私達のうちのいかなる者も、生命ないし逮捕ないし身体切断の危険なしにあなた

の方の方へ渡ることができないのだということ⁽⁹⁴⁾を。

それ故に、私に関して、教会あるいは教会人に関して、いかなる手続も守られることなく、恐怖——乞い願わくば、それが永遠に続きませんように——と侵害が生じているのに、あなた方が求めている手続に私は驚いています。何故なら、私達と私達の物が侵奪され、私達のうちのある者は、聖職者であれ俗人であれ、逮捕され、ノーサムプトンでなされた私達の上訴と私達に対してなされたあなた方の上訴の後で解放されたからです。さらにまた——あなた方が言うところの——上訴の後で、言われているところでは、次のような一般的な命令(edictum generale)⁽⁹⁵⁾が発せられたからです。それは、私達のうちのいかなる者といえども、イングランド人の土地で発見されたならば逮捕されるべし、あなた方のいかなる者も、あるいは私達の他の友人のうちのいかなる者も、私達の書翰あるいは使者を受け取ろうとしてはならない、というものです。これは、上訴に必要とされている敬意が示されかつ守られたことになるのでしょうか。もし上訴が正しいものであるならば、上訴以後、いかなるものも変更されてはなりません。⁽⁹⁶⁾ あなた方ご自身がこのことをわきまえておかなければなりません。したがって、あなた方は、どんな法によつて、どんな手続によつて、あなた方の書翰と使者が私達によつ

て好意的に受け入れられ、認められることをお望みなので
しょうか。

しかし、だからといって、私達は、私達に関して、また私達の物に関して何がなされようとも、次のように言うものではありません。すなわち、それは、主君たる王の人格に関して、あるいは王の土地に関して、また、あなた方の人格と教会に関して、私がかつて何かを法外な形でなしたとか、あるいは神の憐憫によつてこれからなすであろうとかいうことです。もしあなた方が正しく理解しているのであれば、そして教会をその利益のために援助することを望むのであれば、確かに私は、「王に対する」厳しさを引き延ばしたことについて誉められるのではなく、「逆」にあまり普通ではない長い忍耐についてあなた方から非難されるであろうと思っております。何故なら、引き延ばしは自らに危険をもたらすからです。というのも、あまり普通ではない忍耐は、賞賛よりも怠慢を、美徳よりも悪徳をより多くもつからであります。

したがって、私はあなた方に対して次のように簡潔に述べ、そして不断に主張します。すなわち、私達の主君たる王は、主君たる教皇と私自身によつて、書翰および使者を通じて適法にかつしはしばしば訴えかけられたにも拘わらず、償うことが

できるのにそうすることを欲しておらず、したがって、そのような王に対して厳格な罰が加えられたとしても、王は決して不当に悩まされているわけではないのだと。何故なら、法が適法に処罰する人物は、不当に悩まされているわけではないからです。そこで、私が全てのことにこの上なく簡潔に終わらせるために、あなた方は次のことを確実に知るべきです。すなわち、教会財産の略奪者、侵入者、占有者、そして教会の自由の破壊者を、法の權威が保護することもなければ、上訴が防御することもないということをです。

さらに兄弟よ、あなた方が、正しいとするところにしたがつて王の役に立ちたいと望むのであれば——私もまたそれを望むということ、心を探究される方である神は知⁹⁷っておられました——神に対しても、教会に対しても、そしてあなた方の手続に対しても反しないやり方で、王を援助するようにしてください。そうすればまた、王は、今や目の前にある自らの魂の危険を、より容易にそして有益な形で、避けることができるでしょう。それ故に私は次のように述べたのです。すなわち、もしも、神の慈悲深さが王に息吹を与えることによつて、あなた「方」の助言にしたがつて王が教会に償いをするのであれば、教会は、その息子の回心に喜びを示すでしょう。

そして、常に感謝の行為と多くの献身によって王を受け入れる準備をすることでしょう。これまででもそうしておりました。私達もまた喜びにあふれることになるでしょう、と。

さて、あなた方が言うように、教会の自由のうちの何かに關して王と私の間で争いが生じたとしても、あなた方の判決——それによつて、王は償いをしようと欲しており、さらには保証を行なう用意ができているとあなた方は述べています——は、理性に合致しないが故に、というよりむしろ全く法に反しているのですから、たとえ私があなた方の判決を受け入れないとしても、否むしろ私があなた方の判決を受け入れないからといって、いったいどうして私が過ちを犯したことになるのでしょうか。もし、あなた方の誰かにとつてこのことが疑わしいとするならば、實際私はひどく驚きます。何故なら、このことはほとんど全世界に知られていることからです。

王が償いをしようと欲しており、保証を行なう用意ができているということは、しばしば教会法に基づいて訴えられたのに償うことをせず、不正に不正を重ねている王が、神の嚴格さによつて罰せられないための十分で確固とした理由なのでしょうか。それはあつてはならないことです。何故なら、

あなた方は、いかなることがあつてもこの事件 (causa) について王と私達の間を裁く裁判官としての職務を負うことはできないということを、私は知っているからです。というのは、〔第一に〕あなた方は、教会の自由を守るためのこの事件において、王の敵対者であり、また敵対者でなければならぬからです。あなた方の職務の必要性によつて、教会の自由の中で守らねばならない部分を見届けることがあなた方に委ねられており、またそれに配慮することがあなた方の責任なのです。もしもあなた方が不注意でそれを怠ったり、危険を承知で無視するのであれば、あなた方ご自身が「その結果を」見ることでありましょう。また、〔第二に〕上位者が下位者によつて、とりわけ首都大司教がその属司教によつて裁かれうるとは書かれていないからです。また、〔第三に〕あなた方のうちの幾人か——願わくば全員ではありませんように——は、私と教会にとつて様々な理由から疑わしい人物であるからです。⁽⁹⁹⁾ 私は、その理由について、今は語ることを致しません。それ故に、私達の主君が、その誠実な臣下の要求や司教の助言や父の勧めに耳を傾けてくれますように。そうすれば、神が彼に祝福を与え、彼の日々と年月、また彼の息子達の日々と年月を末永く豊かにされることでしょう。私達の主君が、

いわばこの上なく熱心なキリスト教徒である王の下におけるものとして、自らの下で、教会が平和と自由を享受することを許されますように。そしてまた私達の主君が、ローマ教会が持つべきであり、また他の王国においては持っている権利と自由を、自らの土地において享受することを許されますように。私達の主君が、カンタベリ教会と私に対して、その権利と自由と奪い去られた物全てを、あらゆる平和と私の安全と共に、返還されますように。そうすれば、私達は彼の下で自由かつ平穩に神のために戦うことができます。どうか、神の栄誉とローマ教会の栄誉、そして私達の身分は損なわれることなしに、私達の恭順を、受け取るようにしてください。

この上なく熱心なキリスト教徒である王が求めなければならず、また守らねばならないのは、王の威厳であり、最良の法なのです。教会は、王の下でそれを享受し、栄えねばならないのです。それは、神法に従う法であって、神法から逸脱する法ではありません。それを遵守しない者は、神の敵と見做されます。なぜならば、「主の律法は完全で、魂を生き返らせ」るからです。⑩⑪ というのも、主は、自らの法について、「わたしの法を守りなさい」と述べておられ、⑩⑪ また、預言者は、「災いだ、偽りの判決を下す者、労苦を負わせる宣告文を記す

者は。彼らは弱い者の訴えを退け、神の民の貧しい者から権利を奪」うと述べているからです。⑩⑫ それ故、私の主君は、思ひ起こしたり、⑩⑬ 主の面前で心を砕いて謙虚な従順さをもつて悔いたり、加えられた侵害について主と主の教会に償いをしたりすることを恥じてはなりません。何故なら、神は砕かれ悔いる心を悔ることなどなく、⑩⑭ そうではなくて一層心から抱擁するからです。聖ダビデもそのようにしました。彼は、罪を犯した時、主の面前で遜り、憐憫を求め、そして赦しを得たのです。⑩⑮ また、ニネベの王と全ての都市もまた、破壊の厳しきによつて脅かされた時にそうしました。⑩⑯ というのも、ニネベの王は、主の面前で灰の上に座して粗布をまとつて遜り、布告を変更した後、心を砕き、涙を流して後悔し、報いとして加えられる罰を免れたからです。⑩⑰

兄弟よ、私が以上のことを書くのは、あなた方の顔を潰すためではありません。そうではなくて、私の書翰が読まれ、理解されることによって、あなた方がその職務の必要性を一層強く一層堅固に遂行することができ、またそのようにしようとして望むようにするために書いています。私は、あなたが今後常により良く行動することを望みます。そうすれば、私達にとって平和が一層速やかにやってくるし、教会の自由

が一層豊かになるからです。このような苦難の中で私達の信仰がなくなりませんように、⁽¹⁰⁷⁾また私達が使徒と共に安心して「死も、命も、天使も、他のどんな被造物も、神の愛からわたしたちを引き離すことはできない」と言うことができるように、⁽¹⁰⁸⁾私達のために祈ってください。その愛は、来るべき方、すなわち私達のもとで憐憫をかけてくれる方がやって来て、私達を約束の地、すなわちご自分を愛する者にしか与えられない「乳と蜜の流れる土地」に導くまでは、⁽¹⁰⁹⁾私達を苦難に服せしめるのです。

あなた方皆が、主において常に健やかでありますように。そして、私は、イングランドの全教会が私達のために一層熱心に祈ってくれるように望みます。

- (1) L写本においては、「トマス」の名は、消去した痕跡がある。
- (2) ロンドン司教ギルバート・フォリオット達は一一六六年六月二四日付でローマ教皇アレクサンデル三世に対して上訴を行なっており、その旨をトマスに告げた「クエ・ヴェストロ・パーテル」書翰 (CTB, no.93=MB, vol.V, no.205) のことを指している。もっとも、その書翰は全聖職者の名において書かれてはいるが、ギルバートによつて草され、彼とウィンチェスター司教ヘンリおよびヘレフォード司教ロバートの印章

が付されている (CTB, vol.I, p.373, n.1 & p.389, n.1)。

- (3) 『コリントの信徒への手紙 一』一三、五、参照。
- (4) 『マタイによる福音書』一〇、二八、参照。
- (5) 『使徒言行録』五、二九、参照。
- (6) 『フィリピの信徒への手紙』二、六―八「キリストは、神の身分でありながら、神と等しい者であることに固執しようとは思わず、かえって自分を無にして、僕の身分になり、人間と同じ者になられました。人間の姿で現れ、へりくだって、死に至るまで、それも十字架の死に至るまで従順でした」、参照。
- (7) 『テモテへの手紙 一』二、一一「次の言葉は真実です。『わたしたちは、キリストと共に死んだのなら、キリストと共に生きるようになる』」、参照。
- (8) 『ヨハネの手紙 一』三、一六「イエスは、わたしたちのために、命を捨ててくださいました。そのことによつて、わたしたちは愛を知りました。だから、わたしたちも兄弟のために命を捨てるべきです」、参照。
- (9) 『マタイによる福音書』一〇、三七―三八「わたしよりも父や母を愛する者は、わたしにふさわしくない。わたしよりも息子や娘を愛する者も、わたしにふさわしくない。また、自分の十字架を担ってわたしに従わない者は、わたしにふさわしくない」、参照。
- (10) ダガン版のcomprehendatは、comprehendatの誤植と思われる。例えば、A写本、B写本、L写本、a写本では、後者

である。

- (11) 『使徒言行録』五、二九、参照。
- (12) ダガンによれば、これは(歴史的に確認はされていない)大部族エフライムの犯罪的放棄のことを意味しており、しかもこの文脈でそれ以上に意味を持っているのは、エフライム族が神との契約を捨て、神の法に従って生きることを拒否したことである(CTB, p.390, n.10)。「詩篇」七八、九一〇「エフライムの子らは武装し、弓を射る者であったが、闘いの日に、裏切った。彼らは神との契約を守らず、その教えに従って歩むことを拒み」、参照。直江眞一・苑田亜矢、前掲稿、二五六頁も参照。
- (13) 『エゼキエル書』一三、五「お前たちは、主の日の戦いに耐えるために、城壁の破れ口に上ろうとせず、イスラエルの家を守る石垣を築こうともしない」、参照。直江眞一・苑田亜矢、前掲稿、二六二頁も参照。
- (14) 『詩篇』七四、二二、参照。
- (15) 『ヨハネの黙示録』一九、二「みだらな行いで地上を墮落させたあの淫婦を裁き、御自分の僕たちの流した血の復讐を、彼女になさった」、参照。
- (16) 『詩篇』七四、二三「あなたに刃向かう者のあげる声、あなたに立ち向かう者の常に起こす騒ぎを、どうか、決して忘れないでください」、参照。
- (17) 『詩篇』一四、一および三、同五三、二および四、「ローマの信徒への手紙」三、一一、参照。
- (18) 前註(2)の書翰のことである。
- (19) 『ヘブライ人への手紙』一一、二五「はかない罪の楽しみにふけるよりは、神の民と共に虐待される方を選び」、参照。
- (20) 「あの事件」とは、トマスがカンタベリ大司教に登位した一六二二年以降、国王ヘンリ二世との間で「王国の慣習」の承認などをめぐる教会の自由に関わる問題が争われたことを指していると思われる。その争いの経緯の概略については、差しあたり、苑田亜矢「一二世紀イングランドにおける教皇庁への上訴をめぐって——一六四年のクラレンドン法第八条および一七二二年のアヴランシュの和約の再検討——」、『法制史研究』五〇号、二〇〇一年、二三三—二三八頁、参照。
- (21) 『歴代誌 下』一九、七、「ローマの信徒への手紙」二、一、「エフェソの信徒への手紙」六、九、「コロサイの信徒への手紙」三、二五、参照。
- (22) 『コリントの信徒への手紙 一』三、一五—一六「今日に至るまでモーセの書が読まれるときは、いつでも彼らの心には覆いが掛かっています。しかし、主の方に向き直れば、覆いは取り去られます」、参照。
- (23) イスラエルの民の主張で彼らを支配し導くべく王(サウル)が立てられた後で行なわれた、次のような預言者サムエルの告別と同じことを言っている。「サムエル記 上」二二、三「今、主と主が油を注がれた方の前で、わたしを訴えなさい。わたしが、だれかの牛を取り上げたことがあるか。だれかのろばを取り上げたことがあるか。だれかを抑えつけ、だれかを踏

- みにじったことがあるか。だれかの手から賄賂を取って何かを見逃してやったことがあるか。あるなら、償おう」。また、『出エジプト記』二一、三七「人が牛あるいは羊を盗ん……(だ)ならば、牛一頭の代償として牛五頭、羊一匹の代償として羊四匹で償わねばならない」、参照。サムエルの挨拶は、次のような預言的な言葉で終わっている。「わたしもまた、あなたたちのために祈ることをやめ、主に対して罪を犯すようなことは決してしない。あなたたちに正しく善い道を教えよう。主を畏れ、心を尽くし、まことをもって主に仕えなさい。主がいかに偉大なことをあなたたちに示されたかを悟りなさい。悪を重ねるなら、主はあなたたちもあなたたちの王も滅ぼし去られるであろう」(『サムエル記 上』一二、二三―二五)。
- (24) 『エゼキエル書』三三、一一、参照。
- (25) 『エフェソの信徒への手紙』六、一一「悪魔の策略に対抗して立つことができるように、神の武器を身に着けなさい」、同六、一四「立つて、真理を帯として腰に締め、正義を胸当てとして着け」、同六、一六「なおその上に、信仰を盾として取りなさい。それによって、悪い者の放つ火の矢をことごとく消すことができるのです」、参照。
- (26) 『エフェソの信徒への手紙』六、一七「また、救いを兜としてかぶり、霊の剣、すなわち神の言葉を取りなさい」、参照。
- (27) 『詩篇』九四、一六「災いをもたらす者に対して、わたしのために立ち向かい、悪を行う者に対して、わたしに代わって立つ人があるでしょうか」、参照。
- (28) 『詩篇』八三、一二―一三「これらの民の貴族をオレブとゼエブのように、王侯らをゼバとツアルムナのようにしてください。彼らは言います、『神の住まいを我らのものにしよう』と」、参照。
- (29) 『イザヤ書』五六、一〇、参照。
- (30) 『ダニエル書補遺 スザンナ』五、参照。
- (31) 『ユディト記』七、二四「神があなたがたとわたしたちの間を裁いてくださいますように」、同七、二七「わたしたちは捕虜になる方がまだいいのです。奴隷にされたとしても、命は助かるし、それに、目の前で赤子が死に、妻や子供たちが息を引き取っていくのを見ないで済むからです」、参照。トマスはここで司教達を、戦いの危機よりは捕虜になる方を選んでアッシリア人の総司令官ホロフェルネスに降伏するようオジアに迫ったイスラエル人になぞらえている。
- (32) 『ヨハネによる福音書』一二、一、参照。
- (33) 『哀歌』一、二「夜もすがら泣き、頬に涙が流れる。彼女を愛した人のだれも、今は慰めを与えない。友は皆、彼女を欺き、ことごとく敵となった」、参照。
- (34) 『エゼキエル書』一三、三一―三五「主なる神はこう言われる。災いだ、何も示されることなく、自分の霊の赴くままに歩む愚かな預言者たちは。イスラエルよ、お前の預言者たちは廃墟にいる山犬のようだ。お前たちは、主の日の戦いに耐えるために、城壁の破れ口に上ろうとせず、イスラエルの家を守る石垣を築こうともしない」、参照。

- (35) 『コヘレトの言葉』四、一〇、参照。
- (36) 『詩篇』三七、二四、参照。
- (37) トマスは、一一六四年一月三〇日にケントのイーストリ(Eastry) 港からイングランドを出国した。
- (38) トマスが国王によって追及を受けたノーサムプトン国王評議会(一一六四年一〇月六一三日)については、そこに出席していたウィリアム・フィッツステイーヴンとヒューバート・ボーシャムによる記述(MB, vol.III pp.49-69, 296-310)をみよ。また、ギルバートが「マルチエプリケム・ノービース」書翰において行なったノーサムプトン国王評議会の描写は、直江眞一・苑田亜矢、前掲稿、二六五、二七〇―二七一頁、参照。
- (39) カンタベリ大司教アンセルム(在位一〇九三―一一〇九年)が追放されたことを指していると思われる。アンセルムは大司教在位中に二度追放されている。シスマ期間中に大司教に登位したアンセルムは、教皇承認問題などを契機として国王ウィリアム二世と対立することとなり、一〇九七年には亡命を余儀なくされる。この亡命は、ウィリアム二世が死去する一一〇〇年まで続く。国王ヘンリ一世に呼び戻されたアンセルムは、しかし、ヘンリ一世との間でも、聖職者の叙任などをめぐって対立することとなる。このため、アンセルムは一一〇三年に再びイングランドを脱出し、聖職者の叙任問題が一応の解決をみる一一〇七年のロンドン協約まで亡命生活を送る。アンセルムの時代の国家と教会をめぐる問題について

は、山代宏道「一一〇七年のロンドン協約の成立―英国叙任権闘争についての一考察―」『史学研究』一二六号、一九七五年、四〇―五三頁、ならびに、同「ウィリアム二世の教会政策」隅田哲司・若松繁信編『国家的統合過程の諸相』南窓社、一九八三年、三六―六〇頁、が参考になる。

- (40) 『哀歌』四、二二「おとめシオンよ、悪事の赦される時が来る。再び捕囚となることはない。娘エドムよ、罪の罰せられる時が来る。お前の罪はことごとくあばかれる」、参照。

- (41) 『ルカによる福音書』二、三五、参照。

- (42) 『詩篇』八四、一一「あなたの庭で過ごす一日は千日にまさる恵みです。主に逆らう者の天幕で長らえるよりは、わたしの神の家の門口に立っているのを選びます」、参照。

- (43) 前述のトマス宛書翰(前註(2) 参照)の冒頭に書かれている「予期しなかった遠方への避難」(*longinqua discessus inopinata*)を指している。

- (44) 『マカバイ記』二、六、一二「さて、わたしはこの書を読む者がこのような災難に気落ちせず、これらの罰は我々民族を全滅させるためのものではなく、むしろ教訓のためであると考えるよう勧めたい」、参照。

- (45) ここでの標的は、複数形で書かれてはいるが、ロンドン司教ギルバート・フォリオットである。それは、ギルバートが「マルチエプリケム・ノービース」書翰で、憤然として否認している非難である。直江眞一・苑田亜矢、前掲稿、二五六―二五七頁、参照。

- (46) リチャード・オヴ・イルチェスタは、一一六三年頃までにポワティエの大助祭をつとめ、ポワティエの宝物係も兼務し(時期は不明)、後に、ウィンチェスタ司教(一一七三―八八年)となる。また、彼は、一一六七年以降、イングランドの南部および西部の州で巡回裁判官を、一一八〇年代に、財務府裁判官をつとめていることが確認できる。彼については、C. Duggan, 'Richard of Ilchester, royal servant and bishop', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th series, 16, 1966, pp.1-21 (in C.Duggan, *Canon Law in Medieval England: The Becket Dispute and Decretal Collections*, Variorum Reprint, 1982, XII) 参照。ロジャ・オヴ・ポンエヴェクは、カンタベリの大助祭(一一四八―五四一年)を経て、一一五四年からヨーク大司教となる(一一八一年まで)。
- (47) 『詩篇』七、一七「災いが頭上に帰り、不法な業が自分の頭にふりかかりますように」、参照。
- (48) 収入は、総額一〇八ポンド一四シリング六デナリウスと見積もられており、結局、国庫に支払われた。これについては、CTB, p.552, n.16を参照。
- (49) 以下で引用される『グラーツィアーヌス教令集』を指していると思われる。後註(78)も参照。
- (50) ダガンによれば『Decretum, C.17, q.4, c.5を暗に示している』(CTB, p.399, n.43)。
- (51) テレンティウス (Publius Terentius Afer, B.C.186/185-159?) の『エウメクス (Eunuchus)』中の有名な句「私にあててその豆は打たれるならん(私はその報いを受くるならん) (Istaec in me cudetur faba) (2. 3. 89)を参照。同様の句「古い格言にいわれているように、豆は打たれるならん (Et veteri proverbio dici solet faba cudatur)」は一一七〇年にジョン・オヴ・ソールズベリによって用いられている (JS, vol.II, pp.714-715)。
- (52) 『ルカによる福音書』一六、八、参照。
- (53) ダガン版のecclesieは、ecclesiaの誤りである。
- (54) 前述のトマス宛書翰(前註(2)参照)における同一の表現 (CTB, p.376)を参照。
- (55) 『知恵の書』一、一一「偽りを言う口は魂を滅ぼす」、参照。『知恵の書』中のこの文の前には、次の言葉が置かれている。「だから、無意味な不平を鳴らさず、悪口を慎め。ひそかなつぶやきもただでは済まされず」。
- (56) 「司祭の言葉は常に真理を友としていなければなりません」の直接の典拠は見いだされていない。これは、ギルバート・フォリオットによっても引用されている(直江眞一・苑田亜矢、前掲稿、二六四頁、参照)。「司祭の唇は知識を守る(Labia sacerdotis custodiunt scientiam)」(Decretum, C.11, q.1, c.41)「および」誓約は「真理」判決「正義の三つを友にしていなければならん」(iuramentum debet habere tres comites, veritatem, iudicium, et iusticiam)」(Decretum, C.22, q.4, c.23)も参照。

- (57) 1写本においては、*plebe*のあとに、*eius*がある。
- (58) その書翰は残存していないが、*W. Stubbs (ed.), Radulphi de Diceto, Opera Historica, 2 vols., Rolls Series, 68, London, 1876, Vol. I, p. 307*には、パリウムを受け取るために派遣された使節が挙げてある。ヨークの宝物係ジョン・オヴ・カンタベリと、ジョン・オヴ・ソールズベリ、イヴシヤム修道院長アダム、ジョーダン・オヴ・チチェスタ、そしてカンタベリのクライスト・チャーチの修道士サイモンである。彼らは、国王自身と司教達、またカンタベリのクライスト・チャーチの修道士達から宛てられた書翰を持ち運んだ (*CTB, p. 403, n. 48*)。
- (59) 藤井昇訳、ホラーティウス『歌章』(一九七三年)第一巻一、一「マエケーナースさま、いく世も前より王族たりし家系に出でられ、しかも、おお、わたしの庇護者、わたしの楽しき榮譽なるかたよ (*Maecenas atavis edite regibus, O et praesidium et dulce decus meum*)」' 参照。
- (60) 『リントの信徒への手紙』一、一、二七、参照。
- (61) 『詩編』七八、七〇—七二、参照。
- (62) 『マルコによる福音書』一、一六—一七、参照。
- (63) 『箴言』二七、六「愛する人の与える傷は忠実さのしるし、憎む人は数多くの接吻を与える」' 参照。
- (64) 「望まないのに何か殺人を犯した者は、職務からはずされる *homo* は *homo* (*Nec is, qui invitus fecerit aliquod homicidium, extra ministerium est*)」 (*Decretum, C.15, q.1, c.11*)' 参照。
- (65) 「欲せざる者に与えられるのは恩顧にあらず (*Beneficium non est, invito quod datur*)」 (*Hans Walthar, Carmina Medii Aevi Posterioris Latina II: Proverbia Sententiaeque Latinitatis Medii Aevi, i-vi (Göttingen, 1963-9); supplementally vols., vii-ix, ed. Paul Gerhardt Schmidt (Göttingen, 1982-6), 35187h*)' 参照。 *CTB* 35187g と *PL* 35187h の誤り。国王ヘンリ二世宛トマス書翰 (*CTB, no. 68*) でも引用されている (*CTB, p. 269, n. 6*)。
- (66) 『エゼキエル書』三、一八、同三三、八、参照。
- (67) 『ローマの信徒への手紙』六、二〇「あなたがたは、罪の奴隷であったときは、義に対しては自由の身でした」' 参照。
- (68) 『エレミア書』五一、七「バビロンは主の手にある金の杯、これが全世界を酔わせた。国々はその酒を飲み、そのゆえに、国々は狂った」' および「したがってより愚かな者は、わかれて自分の方へやって来る。知恵の欠けている者に対して私は次のように言って命じる。『私達は明日死ぬのだから食べて飲もう。』」と快楽 (*voluptas*) が言っていること (Ambrose, *De Cain et Abel libri II, i, 4 (CTB & PL, xiv, 367-368)* *PL, xiv, 323-324* の誤り) を参照。同時代 (一一六〇年代中

頃)におけるバビロンの杯の隠喩の利用に関しては、ピーター・オヴ・ブロフ (Peter of Blois) の「預言者はバビロンの杯を憎んでいる。なぜならば、そこで意味されているのは、地獄へ向かっていく饒舌な魅惑だからである」(PL, ccvii, 91) も参照。

(69) 『ヨフ記』二八、一一「川の源をせき止め、水に隠れていたものも光のもとに出す」、参照。

(70) ダガン版の *machinationes denudat iniquitas* は *machinationes denudat iniquas* の誤りと思われる。

(71) テルトゥリアヌスの言「汝等によって刈り取られる毎に、私たちはさらに多くなる。キリスト教徒の血は種子なり (Etiam plures efficiuntur, quotiens metimur a vobis, semen est sanguis Christianorum)」(Tertullian, *Apologeticum*, i, 13)、参照 (CTB, p.407, n.60)。

(72) 『ルカによる福音書』二三、二八、参照。

(73) 『マカバイ記』一、三、一四「セロンは」こう言った。『名をあげるにはまたとない好機だ。王国一の榮譽はおれのものだ。ユダとユダにくみして王の命令をないがしろにする者どもを打ち破ろう』、同五、五七「我々も大いに名をあげようではないか。我々も出ていって、周囲にいる異邦人たちに戦いを挑もう」と言つて、同五、六〇—六一「ヨセフとアザリアは敗走し、ユダヤの国境まで追撃された。この日イスラエルの民のうち、二千人が倒され、民は大敗北を喫した。二人が功名心に駆られ、ユダとその兄弟たちの命令を無視したか

らである」、参照。

(74) 『デサロニケの信徒への手紙』二、三「だがどのような手段を用いても、だまされてはいけません。なぜなら、まず、神に対する反逆が起こり、不法の者、つまり、滅びの子が出現しなければならぬからです」、参照。

(75) 『マタイによる福音書』一六、二六、参照。

(76) 『マタイによる福音書』一〇、二八、参照。

(77) このトマスによる破門は、一一六六年六月一二日にヴェズレイにおいて行なわれた。

ソールズベリ司教ジョスリン・ドウ・ボーハン (Jocelin de Bohun) は、一一三九年までにウィンチェスタの大助祭をつとめ、一一四二年からソールズベリ司教となり (一一八四年まで)、その後は、フォード修道院 (Abbey of Forde) で修道生活を送っている。なお、彼の兄弟リチャード・ドウ・ボーハンは、バイユの聖堂参事会長 (一一三三年以前より)、クータンス司教 (一一五一—一七九八〇年)、ノルマンディ公の大法官をつとめている。

ジョン・オヴ・オクスフォードは、一一五四—五五年にオクスフォードシャのシェリフだったヘンリ・オクスフォードの息子として生まれ、一一六〇年までにオクスフォードの地方主任司祭 (rural dean) となっている。一一六一年には国王ヘンリ二世のチャーターの証人として現れるようになり、一一六五年五月にヴェルツブルクで開催された帝国会議に出席している。そこで彼は、神聖ローマ皇帝フリードリヒ一世が支持する対

立教皇パスカリス三世を支持した。その後、彼はソールズベリーの聖堂参事会長に指名されている。本文で後述されるように、ジョンが対立教皇を支持したと聖堂参事会長へ指名されたことを理由として、トマスは彼を破門した。

- (78) 「次のあらゆる権威により、以下のことが理解されるべきである。それは、何人も、正しいやり方で行なわれる裁判において有罪だと宣告されるか、自らが有責であると自白するの でなければ、非難されることはないということである。しかしこのことは、その者の犯罪が明白でない (occulta) ような者達について理解されるべきことである。そうではなくて、犯罪が明白である (manifesta) 者には、裁判の手続は必要ではない」 (Decretum, dictum post C.2, q.1, c.14) 「明白である事件は裁判の手続を必要としない」 (Decretum, C.2, q.1, c.17)、参照。トマスによって、「権威 (auctoritas)」という語は、『グラティアーヌス教令集』からの引用と結びつけて用いられている。これは、『グラティアーヌス教令集』が教会法の権威的法源として認められていたということを裏付けている。

- (79) Decretum, C.11, q.3, c.11.
 (80) 上写本では、「彼らを破門された者として非難する法によって」となっている。
 (81) Decretum, D.86, c.3を参照。
 (82) 上写本では、「あるいは汚名を (vel maculam)」となっている。

- (83) Decretum, C.11, q.3, c.28.
 (84) Decretum, C.11, q.3, c.19.
 (85) Decretum, C.11, q.3, c.17. 「両者の正しい審問以前に (ante utriusque partis examinationem iustam)」の部分は、「意味不詳である。ダガン版にはpartisが欠落している」。

- (86) 『コリントの信徒への手紙 一』五、五、および Decretum, C.11, q.3, c.21を参照。
 (87) 『コリントの信徒への手紙 一』五、三、および Decretum, C.2, q.1, c.17を参照。
 (88) Decretum, D.83, c.1.
 (89) Decretum, C.1, q.1, c.43.
 (90) 後註 (93) 参照。
 (91) Decretum, C.2, q.6, c.25.
 (92) 『エレンギヤ書』二、八「祭司たちも尋ねなかった。『主はどこにおられるのか』と。律法を教える人たちはわたしを理解せず」、参照。
 (93) 「上訴人は、もしも〔上訴が〕自らと利害関係がないなら、自らが〔代理人として〕命じられたのでないなら、あるいは自らが他人の事務を管理しているのでないなら、〔上訴人として認められないのであるから〕審理を受けることはない」 (Decretum, C.2, q.6, c.30; Digesta, 49, 5, 1)。「ダガンによれば、命令 (mandatum) という語は、ここでは、訴訟代理人 (procurator ad litem) としての指名という専門的意味で用いられている。上訴人は、事件に関係している当事者の一人

(原告(actor)か被告(reus))、あるいは原告と被告のいずれかの訴訟代理人、あるいはいずれかの事務を管理している者でなければならず、そのような立場にある時に、自らその事件に直接たずさわった。国王を守るために行なわれる司教による上訴は、トマスが指摘しているように、以上の定義にはあてはまらない(CTB, pp.416-417, n.80)。

- (94) 『ルカによる福音書』一六、二六「そればかりか、わたしたちとお前たちの間には大きな淵があつて、ここからお前たちの方へ渡ろうとしてもできないし、そこからわたしたちの方に越えて来ることできない」、参照。

- (95) 以下の命令は、一一六九年に出されるConstitutionesと同様の内容をもっている。これについては、苑田亜矢「国王ヘンリ二世のConstitutionesとAssisaについて——『1169年のConstitutiones』をめぐりに——」國方敬司・直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、二〇〇四年、五一—三三頁、参照。

- (96) 「上訴が行なわれた後、それは受理されるか受理されないかだが、その間は何も変更されてはならない」(Decretum, C2, q.6, c.31; Digesta, 49, 7, 1)、参照。

- (97) 『知恵の書』一、六「知恵は人間を慈しむ霊である。しかし、神を汚す者を赦さない。神は人の思いを知り、心を正しく見抜き、人の言葉をすべて聞いておられる」、参照。

- (98) 「この事件」については、前註(20)、参照。

- (99) トマスは、ヘンリ二世が教会に対して償いを行なう意思が

あるというギルバート達の判断を認めなかっただけでなく、この件について裁判を行なうギルバート達の権限をも認めなかった。この忌避(recusatio)の理由は三つ挙げられている。すなわち、利益相反、服従的地位、偏見である。このうち服従的地位については、教会法上、上位者に対してその服従者が判決を下すことは禁じられている(Decretum, C.6, q.1, c.5)。教皇アレクサンデル三世は、トマス宛書翰において(CTB, no.38 = MB, vol.V, no.94)、『グラティアーヌス教令集』の法文を引用しつつ、ノーサムプトン国王評議会におけるトマスに対する判決を無効と宣言している。裁判官忌避(recusatio iudicis)については、CTB, Appendix 2, p.1401が詳しい。

- (100) 『詩篇』一九、八、参照。

- (101) 『レビ記』二〇、二二、参照。

- (102) 『イザヤ書』一〇、一二、参照。

- (103) 『イザヤ書』四六、八「背く者よ、反省せよ、思い起こし、力を出せ」、参照。

- (104) 『詩篇』五一、一九、参照。

- (105) 『サムエル記 下』一二、一三「ダビデはナタンに言った。『わたしは主に罪を犯した。ナタンはダビデに言った。『その主があなたの罪を取り除かれる。あなたは死の罰を免れる……』』、『詩篇』五一、三四「神よ、わたしを憐れんでください、御慈悲しきをもって。深い御憐れみをもって、背きの罪をぬぐってください。わたしの咎をことごとく洗い、罪から

清めてください」、参照。

- (106) 『ヨナ書』三、六一一〇「このことがニネベの王に伝えられると、王は王座から立ち上がって王衣を脱ぎ捨て、粗布をまとって灰の上に座し、王と大臣たちの名によって布告を出し、ニネベに断食を命じた。『人も家畜も、牛、羊に至るまで、何一つ食物を口にしてはならない。食べることも、水を飲むことも禁ずる。人も家畜も粗布をまとい、ひたすら神に祈願せよ。おのおの惡の道を離れ、その手から不法を捨てよ。そうすれば神が思い直されて激しい怒りを静め、我々は滅びを免れるかもしれない。』神は彼らの業、彼らが惡の道を離れたことを御覧になり、思い直され、宣告した災いをくださすのをやめられた」、参照。

- (107) 『ルカによる福音書』二二、三二、参照。

- (108) 『ローマの信徒への手紙』八、三八―九、参照。

- (109) 『申命記』七、九「あなたは知らねばならない。あなたの神、主が神であり、信頼すべき神であることを。この方は、御自分を愛し、その戒めを守る者には千代にわたって契約を守り、慈しみを注がれる」、参照。

- (110) 『レビ記』二〇、二四、参照。

〈付記〉本稿の翻訳の一部および解説の一部は、平成一五―一七年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1）研究課題番号一五五三〇〇一二）による研究成果に基づくものである。